

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成20年10月 3 日 金曜日
開 会 午前10時02分
散 会 午後 6 時50分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 6 号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
- 2 陳情第37号、第80号、第84号、第97号、第103号、第104号、第106号、第108号の 2、第109号、第111号、第118号、第119号、第122号、第127号の 2、第131号、第135号、第139号、第143号、第146号、第147号
- 3 農林水産業について（食品表示の適正化について）
- 4 閉会中継続審査（調査）について
- 5 協同出資・協同組合で働く協同組合法（仮称）の制定に関する意見書の提出について（追加議題）
- 6 視察調査日程について

出 席 委 員

委 員 長 玉 城 ノブ子 さん
副 委 員 長 瑞慶覧 功 君
委 員 中 川 京 貴 君
委 員 座喜味 一 幸 君
委 員 辻 野 ヒロ子 さん
委 員 具 志 孝 助 君

委	員	前	島	明	男	君
委	員	仲	宗	根		悟
委	員	当	銘	勝	雄	君
委	員	渡	久	地		修
委	員	上	里	直	司	君
委	員	玉	城			満

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	護	得	久	友	子	さん
農	政	企	画	統	括	監	具	志	保	豊	君
流	通	政	策	課	長	金	城	栄	子	さん	
農	政	経	済	課	長	砂	川	正	幸	君	
畜	産	課	長	赤	嶺	幸	信	君			
村	づ	く	り	計	画	課	長	知	念	武	君
森	林	緑	地	課	長	長	間		孝	君	
水	産	課	長	金	城	明	律	君			
漁	港	漁	場	課	長	島	袋	義	彦	君	
観	光	商	工	部	長	仲	田	秀	光	君	
観	光	企	画	課	長	新	垣	昌	頼	君	

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第6号議案、陳情第37号外21件、所管事務調査事項及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めておりま

す。

まず初めに、乙第6号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議題について、農林水産部長の説明を求めます。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 平成20年第3回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。それでは議案書その2の11ページをお開きください。

乙第6号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明いたします。

当該議案は、平成16年6月に卸売市場法が一部改正され、卸売業者が委託者から収受する委託手数料の制度が平成21年4月1日から改められることに伴い、沖縄県中央卸売市場において卸売業者が収受する委託手数料に係る率に知事の承認制度を設け、当該制度に関し規定の整備を行うものであります。

中央卸売市場においては、卸売業者は買い付けによる集荷や、出荷者から販売の委託を受け、取引を行っております。委託販売については、委託手数料を出荷者から受け取っております。

現行の委託手数料制度は、卸売市場法に規定され、全国一律となっており、委託手数料率は国の通達により、野菜8.5%、果実7.0%、花卉9.5%となっております。

卸売市場法の一部改正に伴い、中央卸売市場の開設者が各市場の状況に応じて個別に手数料制度を定めることになっております。

開設者である沖縄県においては、出荷者の保護と卸売業者の経営安定を図るため、委託手数料は現行の委託手数料率を上限とし、卸売業者からの申請に基づき、県が承認する制度としております。

以上が本件の概要であります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の説明によりますと、現行より高くなることはないということ
ことで理解していいんでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 はい、高くなることはございません。

○渡久地修委員 新しく変わることによって、農家とか、いろんな関係者が不
利益をこうむることもないということに理解してよろしいでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 消費者とか農家に対しては、そういったことはな
いと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第37号外16件の審査を行います。

なお、陳情第135号及び第143号については、委員会条例第15条の規定に基づ
き、委員の除斥を行う必要があります。

このため、本陳情2件については、その外の陳情及び所管事務調査事項に関
する審査が終了した後、一括して審査を行うことといたしたいと思っておりますので、
御協力よろしくお願いいたします。

それでは陳情第135号及び第143号を除く陳情15件について、農林水産部長の
説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明
をお願いいたします。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説
明いたします。

今委員会に付託されております陳情案件は継続3件、新規14件でございます。

継続陳情1件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容とな
っておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の3ページをお開きいただきたいと思います。

継続案件の陳情第80号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

平成19年度において、計画路線周辺にノグチゲラの営巣木が確認されたことから、工事を一時休止し、環境調査を実施しました。その結果、環境省及び沖縄県のレッドデータブックに登載されている希少動植物が90種確認されました。今後、調査の結果をもとに、環境への回避及び保全措置等について、関係機関、地元関係団体、学識経験者等からの意見を踏まえ、事業の実施について検討していきたいと考えております。

次に、陳情処理概要書の5ページをお開きください。

継続案件の陳情第84号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

次ページ（6ページ）のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

現在、5路線、10.6キロメートルが完了し、2路線が工事着手中で、5路線で環境調査を実施しました。

次に、新規陳情について御説明いたします。9ページをお開きください。

陳情第103号、陳情区分新規、件名原油価格高騰対策に関する陳情、陳情者は八重山市町会会長石垣市長大濱長照であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

最近の原油価格高騰による燃油や生産資材の急激な価格上昇は、農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼしております。

特に、沖縄県は、本土市場から遠隔地にあり、また、多くの離島を抱える島嶼県であることから、農林水産業の経営環境は一層厳しい状況にあります。

このため県では、原油価格高騰による影響を最小限に抑制することを目的として、去る7月22日に沖縄県原油価格高騰対策連絡会議を設置し、各部の支援策等を取りまとめ、県民への周知を図っているところであります。また、農林水産部では、燃油・生産資材等高騰に関する緊急対策会議や農業改良普及センターに相談窓口を設置し、原油価格高騰に関する農林水産業対策を講じているところであります。具体的な支援策としては、①燃油高騰水産業緊急対策の実施、②配合飼料・肉用子牛等価格安定制度の拡充、③省エネ型エンジン等の設置に必要な資金の無利子貸し付け、④農林漁業セーフティネット資金等の制度資金

の活用、⑤軽油引取税の免除措置の活用などを実施しているところであります。

9月補正予算としては、歳出予算及び債務負担行為合計で7412万3000円を計上しているところであります。その内容として、①燃油費の上昇分の9割を国が負担する制度を活用するため、燃料使用料の削減を目的とした船底清掃に係る経費の支援、②家畜飼料特別支援資金や農林漁業セーフティネット資金の利子軽減のための支援などに取り組むこととしております。また、国に対する要請としては、全国知事会を通して漁業用燃料等の原油、原材料の高騰に関する緊急決議について要請を行ったところであります。さらに、9月11日に沖縄県として、国に対し①輸送コスト上昇分への補てん措置、②肥料・飼料等の農業用生産資材高騰に対する補てん措置、③輸入原材料等の安定確保に向けた公平・公正な貿易ルールの確立、④農林水産物価格への生産コスト上昇分の反映に向けた理解醸成などについて要請を行ったところであります。

今後、緊急総合対策に関する国の動向を見ながら対応してまいります。

次に、11ページをお開きください。陳情第104号、陳情区分新規、件名は八重山圏域の畜産経営に対する支援に関する陳情、陳情者八重山市町会会長石垣市長大濱長照であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

飼料価格の高騰につきましては、配合飼料価格安定制度により補てん金が交付され影響緩和が図られております。

県としては、同制度の拡充・強化について、全国知事会等を通して国に対し要請を行ったところであります。

1. 飼料作物の試作につきましては、関係機関等と対応を検討していきたいと考えております。また、機械の導入及び遊休農地等の草地造成・確保につきましては、強い農業づくり交付金、畜産担い手育成総合整備事業及び補助つきりーす事業等の導入を積極的に検討していきたいと考えております。なお、JAおきなわでは、畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料価格の値下げなど緊急的な支援対策を実施することになっております。

2. 県は、去る9月24日、石垣市を肉用牛（子牛及び肥育牛）の拠点産地として認定を行ったところであります。県が所有する種雄牛精液につきましては、優良子牛を安定的に出荷できるよう計画的に配付していきたいと考えております。また、優良雌子牛の保留及び無登録牛の母牛更新につきましては、沖縄県肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業により計画的に支援していきたいと考えております。

3. 子牛輸送体制等の改善につきましては、JAおきなわが中心となって、

競り後の子牛が速やかに海上輸送できるよう、競り開催日の見直し作業等を進めているところであります。また、購買者や生産者に対しては、離島等肉用子牛振興事業により輸送費の補助を実施しております。なお、県としては、今後、緊急総合対策に関する国の動向を見ながら対応してまいります。

つぎに、14ページをお開きください。

陳情番号第106号、陳情区分新規、件名は離島における畜産農家の経営安定を求める陳情、陳情者は石垣市議会議長入嵩西整であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1. 飼料価格の高騰につきましては、配合飼料価格安定制度により補てん金が交付され影響緩和が図られております。県としては、同制度の拡充・強化について、全国知事会等を通して国に対し、要請を行ったところであります。肥料価格の高騰に対しては、土壌診断に基づく適正施肥の推進や、化学肥料の低減化を図るため、堆肥の積極的な施用に取り組んでいるところであります。飼料作物の試作につきましては、関係機関等と対応を検討していきたいと考えております。また、機械の導入及び遊休農地等の草地造成・確保につきましては、強い農業づくり交付金、畜産担い手育成総合整備事業及び補助つきリース事業等の導入を積極的に検討していきたいと考えております。なお、JAおきなわでは、畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料及び肥料価格の値下げなど緊急的な支援対策を実施することになっております。

2. 県は去る9月24日、石垣市を肉用牛（子牛及び肥育牛）の拠点産地として認定を行ったところであります。県が所有する種雄牛精液につきましては、優良子牛を安定的に出荷できるよう、計画的に配付していきたいと考えております。また、優良雌子牛の保留につきましては、沖縄県肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業により補助を行っております。高齢牛の廃用につきましては、沖縄県肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業又は肉用子牛資質向上緊急支援事業等により、優良な繁殖雌牛への更新に対し、補助を行うこととしております。

また、精液の絞り込みについては、肉用子牛資質向上緊急支援事業により優良な種雄牛精液の人工授精を行うことに対し、補助を行うこととしております。

購買者のあっせんや新規開拓につきましては、家畜市場流通促進対策推進事業により、JAおきなわを中心として購買者の誘致活動に取り組んでいるところであります。なお、無登録牛の更新につきましては、沖縄県肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業により計画的に支援していきたいと考えております。

3. 子牛輸送体制等の改善につきましては、JAおきなわが中心となって、競り後の子牛が速やかに海上輸送できるよう、競り開催日の見直し作業等を進

めているところであります。また、購買者や生産者に対しては、離島等肉用子牛振興事業により輸送費の補助を実施しております。なお、県としては、今後、緊急総合対策に関する国の動向を見ながら対応してまいります。

次に、17ページをお開きください。

陳情第108号の2、陳情区分新規、件名原油価格高騰対策に関する陳情、陳情者は石垣市議会議長入嵩西整であります。

要旨につきましては、省略いたします。

経過・処理方針については陳情第103号と同様でありますので説明を省かせていただきます。

次に、18ページをお開きください。

陳情第109号、陳情区分新規、件名は離島における畜産農家の経営安定を求める陳情、陳情者は竹富町議会議長通事隆一であります。

要旨及び経過・処理方針につきましては、陳情第106号と同じでありますので省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。

陳情第111号、陳情区分新規、件名は八重山地区の畜産施策に関する陳情、陳情者は石垣島和牛改良組合組合長宮良操であります。

要旨及び経過・処理方針につきましては、陳情第106号と同じでありますので省略させていただきます。

次に、20ページをお開きください。

陳情第118号、陳情区分新規、件名はさとうきび生産振興対策と基本政策の確立に関する陳情、陳情者は沖縄県さとうきび対策本部本部長赤嶺勇外1人です。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

さとうきびは、本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖をとおして雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。このため、県としては、平成20年産さとうきび経営安定対策の実施に当たって、生産者及び甘しゃ糖企業が意欲を持って生産に取り組み、経営安定が図られるよう、去る8月25日から27日に、県議会、JA等と連携し、国等に要請を行ってきたところであります。

要請の内容については、①WTO農業交渉及び日豪EPA交渉において、砂糖などが重要品目に指定されるなど適切な対応、②甘味資源作物交付金の支払い水準、申請手続の簡素化及び支払いの早期化等、③経営安定対策に係る対象

要件の緩和・見直し、④さとうきび生産組織等の担い手育成、⑤さとうきび生産振興対策、⑥甘しや糖企業の経営安定対策などとなっております。今後とも、県議会、JA等の関係機関と連携しながら国に対し要請してまいります。

次に、22ページをお開きください。

陳情第119号、陳情区分新規、件名は生産資材高騰対策に関する陳情、陳情者は沖縄県生産資材高騰対策本部本部長赤嶺勇外1人であります。

要旨につきましては、省略いたします。

経過・処理方針については、陳情第103号と同様でありますので省略させていただきます。

次に、24ページをお開きください。

陳情第127号の2陳情区分新規、件名は原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情、陳情者は日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄)会長仲村信正であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県においては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進しています。特に、県産農林水産物の県内消費拡大を図るため、沖縄県地産地消推進県民会議を通じて積極的に地産地消を推進しています。その取り組みとして、①ファーマーズ・マーケット等農産物直売所の機能強化、②機能性成分等のデータベース化による島野菜の利用促進、③うちなー島野菜振興対策事業等による産地形成、④市町村における地産地消推進計画の策定促進、⑤学校給食関係機関との連携による県産農林水産物の利用促進、⑥観光関連施設等における県産農林水産物の利用促進、⑦ゴーヤーの日等における消費拡大キャンペーン、⑧花と食のフェスティバル開催による県産農林水産物のピーアールなどを実施しているところであります。また、平成20年度からおきなわ食材の店認定制度の創設、農業体験などの教育ファーム実施市町村の拡大に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農林水産業の振興を図り、地産地消を総合的に推進し、食料自給率の向上に努めてまいります。

次に、26ページをお開きください。

陳情第131号、陳情区分新規、件名はこれまでどおり県漁業組合連合会市場で魚の下見ができるようにすることを求める陳情、陳情者は沖縄県中間卸・小売業連合会会長玉城厚であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

泊魚市場においては、従来から小売業者や部外者が市場内で魚の下見をするなどの慣行があり、市場内の混雑による衛生管理上の問題を初め水産物の損傷、盗難などが起きておりました。このため、泊魚市場有限責任事業組合は、市場への入場を平成21年度以降、市場関係者のみに制限することについて、中間卸・小売業連合会との間で話し合いを行っているとのことであります。県としては、水産物流通の円滑化を図る観点から、話し合いを仲介するなど、調整していきたいと考えております。

次に、30ページをお開きください。

陳情第139号、陳情区分新規、件名は沖縄県の森林の整備・林業の振興に関する陳情、陳情者は沖縄県森林組合連合会代表理事会長島袋吉和外3人です。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化防止等の多面的機能を有していることから、県では、森林を水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に区分し、それぞれの機能に応じて、森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。このため、森林の持つ多面的機能が維持・増進できるよう収穫跡地への造林や資源内容の充実した優良な森林を造成するため、複層林改良等亜熱帯地域の特性を生かした森林の整備を実施しているところであります。また、林道の整備については、地域森林計画に基づき、地元の要望を踏まえ、自然環境の保全に配慮しながら進めていく考えであります。あわせて、収穫伐採における環境負荷を少なくするため、高性能林業機械の導入についても検討してまいります。

さらに、森林・林業の振興は、地域における林業従事者の定住化、雇用の維持・増進に寄与することから、林業の担い手の中核となっている森林組合や林業事業体の経営基盤の強化等について引き続き支援してまいります。今後とも農林水産業振興計画に基づき、森林の持つ多面的機能の発揮を促すための森林整備・保全、林産物の供給及び利用の確保について積極的に推進してまいります。

次に、34ページをお開きください。

陳情第146号、陳情区分新規、件名は美ら海協力金の違法性調査等に関する陳情、陳情者長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1. 美ら海協力金は、宮古島漁業協同組合、池間漁業協同組合及び伊良部漁業協同組合の3漁業協同組合と地元の観光ダイビング事業者とが、平成20年2月に任意で締結した宮古地域における海面の調和的利用に関する協定に基づき、ダイビング事業者から3漁業協同組合に対し、協力金として支払われているものであります。県としては、宮古地区海面利用連絡協議会を通じ、関係者に対して、観光ダイバーなどへ当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導しているところであります。

2. 平成20年6月の通常総会において、一部組合員から申し出のあった緊急動議について、総会の議長は、事前に提案されている議案の審議終了後に審議する旨発言し、議事を進行しております。しかしながら、各議案の審議終了後、緊急動議に係る審議をすることなく、議長が総会の閉会を宣言したものであります。今後、漁業協同組合の総会運営については、水産業協同組合法及び漁業協同組合の定款、規約に基づき、適正に行われるよう指導してまいります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第127号の2ですが、24ページです。連合沖縄のほうから出されてる陳情ですけれども、本会議で6月、9月定例会でそれぞれ各議員から食料自給率の現在の状況という数字の問い合わせ、質疑があったと思うんですけれども、現状の食料自給率というのを教えていただけますか。

○護得久友子農林水産部長 沖縄県の食料自給率は現在30%となっております。

○上里直司委員 もうちょっと詳しい説明といえますか、さとうきびを含むと何%とか、何かを入れると何%とか、もう少し詳しい説明があったはずなんで

すけれども、そこを教えてくださいませんか。

○護得久友子農林水産部長 さとうきびも含めまして今30%なんですけれども、さとうきびを抜きまして幾らですかという質疑を受けているんですが、抜きますと6%となっております。

○上里直司委員 皆さんが食料自給率の向上を図るためと言ったときに、どれぐらいの食料自給率を目指そうと今計画の中で図られていらっしゃるんですか。

○護得久友子農林水産部長 第3次沖縄県農林水産業振興計画の中では、今のところ平成23年度目標でございますけれども、40%を目指しております。

○上里直司委員 40%というのはさとうきびを含んだ形での40%ですよ。さとうきびを除いた形での食料自給率というのは何%を目指しているんですか。

○護得久友子農林水産部長 本会議でも答弁したんですが、仮に今さとうきびを栽培している面積をすべて野菜に変えた場合は、試算ですけど10%ということになっております。それをまた芋に換算したときでも15%となります。

○上里直司委員 そしたら皆さん方はさとうきびを全部野菜に変えることを想定していらっしゃるんですか。

○護得久友子農林水産部長 それはありません。仮にそうした場合の話ですが、実は沖縄県の食料自給率が低いのは、米の生産が少ないということでございます。復帰前までは結構米の生産がございましたけれど、さとうきびとか畑に全部転換してきておりますので、現在水田は少ないということで、主食である米の生産は少ないというのはまず一つの原因でございます。

○上里直司委員 私が聞いているのは、さとうきびを生産されている方がいらっしゃるわけですから、みなさんの答弁の仕方は仮にとかと言って、そのことを政策として進めているのかということにもつながってくると思うんですよ。でもそうではないわけですよ。だから普通、計画というのは現行のさとうきび生産農家の皆さんが、現状としてさとうきび栽培を続けるというか、生産を続けるという中で、皆さんが6%をどうやって向上させていくのかという策はあるんですか。

○護得久友子農林水産部長 自給率はあくまでさとうきびも入った形での振興でございますので、当然基幹作物としてさとうきびは今後もずっと中心として振興してまいります。それとやはり食料である野菜とか芋類とかそういったものの振興も図って自給率上げていくということでございます。

○上里直司委員 はい、わかりました。ありがとうございます。これはこの辺にしておきまして、違う陳情に移りたいと思います。

陳情第131号26ページです。沖縄県漁業組合連合会市場で魚の下見ができるようにすることを求める陳情とあります。この陳情者の沖縄県中間卸・小売業連合会とこの県漁業組合連合会市場との関係をわかりやすく説明していただけますか。

○金城明律水産課長 泊魚市場の開設者と卸売人は泊魚市場有限責任事業組合でございます。それから、そこが卸売をして買い置きをするのが一般的に仲買人でございます。その仲買人からさらに買い受けるのが先ほどの中間卸あるいは小売業の方々という関係になります。

○上里直司委員 そうするとこの陳情の経過処理方針等で市場内の混雑による衛生管理上の問題と水産物の損傷、盗難などが起きておりましたということと、この陳情者の言っていることは、最初の文を見ていると今までは問題はなかったというような趣旨があったんですけど、実際に皆さん方はそうした報告をこれまで受けていたのか、皆さん方がこの問題にコミットするというか仲介をしたり仲裁をするという権限というのはあるのかどうか、それを教えていただけますか。

○金城明律水産課長 市場内の問題点として、通常中央卸売市場やら本土の市場もそうなんですけれども、市場内に入場できるのは競りに参加する仲買人に限られております。その他の方々は一切入場できないというのが一般的な取り決めです。ところが沖縄の市場というのはずっと以前から、終戦直後からずっとなんですけれども、仲買人も、小売人も、その他の一般の方々も混在して魚を見るという慣行があって、この中で非常に衛生管理上が一番の問題があるというのと、魚をいじりますので損傷があったり、あるいは盗難もあるということが従来からあったわけです。泊魚市場の3月1日に新しい事業組合が事業開始しておりますが、そのときに競りの場には一切入れないと。ただ下見だけを当

面認めますと改善をしました。そうしますと、盗難や損傷については改善が見られた。いずれにしても衛生管理上の問題は残るという状況でございます。小売人とかそういう仲卸の方々を市場内に入れるかどうかというのは市場の開設者が卸売業務規程で適切な運営をするということが定められていて、必要があれば入場の規制等を行うことができるようになっておまして、今回は開設者がそういう規定に基づいて制限をしているということでございますので、先ほどの処理概要で申し上げましたけれども、小売の方々も水産物流通については従来から一定の貢献をしておられるので、生産物流通円滑化という意味から、県としては話し合いを仲介していきたいということにしているわけです。

○上里直司委員 確かに、陳情者も認めているように魚の盗難、破損というのは問題となっていたということがあって、それは問題として認めているので、双方は一応問題ということ認識しているとは思いますが、また、長年沖縄独特の制度でもって、要するに市場地域の鮮魚店の皆さん方も入れるような環境というのは、やはりこれをガラッと変えることは混乱を来すと思いますので、行政が仲立ちをしながら進めるべきではないかと要望しておきます。

もう一点だけ別の陳情について質疑をいたします。陳情第139号30、31ページです。この陳情者が陳情の要旨として地域振興に資するために、林業従事者の定住化、雇用の維持・増進を図り、地域特性を生かした林業の振興を推進することということを要望しております。それで本土の森林組合ではどういふことをやっていて、皆さんに聞きたいのは本土ではこういうことをやっていて、沖縄ではまた別に沖縄の事情に合わせた形でやっているという例を少し御紹介していただけますか。

○長間孝森林緑地課長 本土における森林組合の活動と、沖縄県の森林組合の活動ということによろしいですか。

○上里直司委員 森林組合に対して、雇用の維持や増進、その観点でお願いします。

○長間孝森林緑地課長 森林組合に関する支援については、本土においても県においても基本的には国からの支援を受けてやっておりますので、基本的には一緒でございます。

○上里直司委員 一緒ですけれども、私も先月視察に行って、沖縄県には沖縄

県の独特の事情があつて、森林組合の成り立ちも少し違うと思つたのです。そういう認識を持っているんですね。特に雇用の増進という点で、県が力を入れている事業があれば、雇用の増進というところで少し教えていただけますか。

○長間孝森林緑地課長 県としましては、まずヤンバル地域は本県の林業生産活動の中核的な地点であるということ、それから重要な水源地域であること、また、貴重な動植物の生息地であるということから、基本的には森林のそれぞれの機能に応じた重視すべき森林の整備、保全等を実施しております。

それから、平成18年度に国頭村を木材の拠点産地に認定しまして、木材の安定供給ができるように林道の基盤等を整備しながら基盤整備について環境保全を図りながら取り組んでおります。

また、特養林産等の振興、特に生産から加工・販売・流通等の整備も含めて取り組みまして、地域における雇用の確保、それから定住化、こういうのを今促進しているところでございます。

○上里直司委員 先日皆さんの課の方から、沖縄の木材ということでレクチャーを受けていろいろ研究されていて、研究段階でどれだけ商品開発と実際市場に出回るかとか、まだまだ課題があるとお聞きしましたけれども、森林組合にお邪魔をして、やはり県民がもっと親しめるような製品の開発等が出てくるとこれも流通価格も含めてやっていくと、もう少し産業として活性化していくんじゃないかなと思います。そういうことが地域活性化にもつながるし、雇用の増進にもつながっていくものだと感じたものですから、ぜひその点はやはり商品を開発したりするところの分野も皆さんで力を入れていっていただきたいと要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか質疑をさせていただきます。

多岐にわたっているので、あっちこっちいたりするかもしれませんが、御配慮願いたいと思います。

まず、陳情第80号の楚洲仲尾線の陳情、これは3ページですね。経過処理方針の中で、環境省及び沖縄県のレッドデータブックに登載されている希少動植物が90種確認されましたということなんですけれども、90種というのはどこの線で新たに確認されたのか、その辺の分け方がわからないんですが、動物が幾

ら、植物が幾ら、ここで90種類全部名前を挙げろとは言いませんが、その中でだれでもわかるような種類、それからランクというのもあると思うんですよね。そのランクも一番絶滅に近い種類とかがあれば教えてください。

○長間孝森林緑地課長 国頭村内における6路線、県営が5路線、市町村営が1路線、この6路線について、ノグチゲラ等の営巣木、希少野生動植物が確認されたことから、環境調査を実施してまいりました。その結果、県営路線の結果だけが手元にございますが、県営路線のほうで路線ごとと申しあげましたけれども、沖縄県のレッドデータブックに記載された希少な種は全体で108種でございます。それから、楚洲仲尾線で74種、伊江一号支線で60種、伊楚支線で75種、奥与那線65種、伊江原支線63種、それから環境省のレッドデータブックを含めた累計で申しあげますと、全体で132種、楚洲仲尾線で90種、伊江一号支線で74種、伊楚支線で92種、奥与那線75種、伊江原支線78種となっております。分類で申しあげますと、全体的に絶滅危惧種1-Aが11種、絶滅危惧種1-Bが19種、それから絶滅危惧種2種が31種、準絶滅危惧種が65種、情報不足というのが6種でございます。それから主なものでございますけれども、主に確認された種は、鳥類でノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カラスバト、それから両生類・爬虫類でイシカワガエル、ナミエガエル、ホルストガエル、ハナサキガエル、リュウキュウヤマガメなどがございます。それから底性生物でオキナワオオサワガニ、それからほ乳類等でオキナワキクガシラコウモリなどがございます。

○渡久地修委員 90種が確認されたということですが、この資料を午後にもでも全員に配付のお願いを要望しておきたいと思えます。

今の90種のもとに、その調査結果をもとに環境への回避及び保全措置等についてということに関係機関、地元関係団体、学識経験者からの意見を踏まえてということなんですけれども、この関係機関、地元関係団体、学識経験者というのは具体的にどういう人たちを指しているのでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 関係機関と申しますのは、国の機関としまして環境省の那覇自然環境事務所とか、県の自然保護課、それから文化課、国頭村でございます。

○渡久地修委員 先ほど絶滅危惧種1-Aと言っていました、分類に詳しくないんですが、1-Aが11種、1-Bが19種ということなんですけれども、絶滅

危惧種に指定されている希少なものが発見された。そうすると、日本の法律でいう文化財保護法も適用されるのか。それと絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律にもかかってくると思うんですけども、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律というのは絶滅のおそれがある動植物を保存するという事で指定されていますよね。この11種というのは指定されていると思うんですけども、そういうのを守る義務があると思うんです。あるいはそれを殺傷したら法的に罰せられるということもあると思うんですが、そういったものからして、ここでいう環境への回避及び保全措置等についてということをおざわざつけ加えているけれども、そういう法律などからいって、これはやはり絶滅危惧種がこれだけ確認されているので、ここは事業の実施について検討していきたいということですけども、これは陳情にあるとおりに中止も含めて検討するという事なんですか。それとも工事を進めていくということですか。どっちなのでしょう。

○護得久友子農林水産部長 この計画の路線にこういった希少動植物があるということで、今の自然環境保全法、文化財保護法とかいろいろ法律の中で規制がありますので、保全といいますか、場所を移動させるとか、保護するとかそういう手法につきましてはやはり国の環境省の手続を踏まえて、確認した上でやる必要がございます。その辺の手続は調査の中と、今後そういった機関と調整を図りながら保全を図っていくということでございます。

○渡久地修委員 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律というのがありますよね。さっき言ったようにこれは殺傷したら罰せられますね。そういう意味で、県にはそれを保存する義務もある。そういう中でこれだけ90種も見つかった。これに対して事業を進めるかどうかというところから聞いたんですけども、こういったものからして保存する義務がありますよね。それはどのように皆さんは考えていますか。

○護得久友子農林水産部長 今回その調査に当たって、その結果を踏まえまして学識経験者を含めたいろんな保護、保全も含めた委員会を立ち上げておりますので、その中で検討していくべきだと考えております。

○渡久地修委員 この問題はこれ以上やりませんが、とにかく非常に貴重な、世界でも珍しい絶滅危惧種がここに90種も見つかったというのは考慮しなければいけないものですから、それでもあえて計画を進めるのかどうかとい

うのは本当に事業ありきで何でもかんでもやるという姿勢は改めたほうがいいと思います。これは先ほども言ったように、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、文化財保護法とかいろんな法律にかかわってくるので、先ほど移すとか言っていたけれども、移すだけで死んでしまう動植物もいるんですよ。そうしたら移した県はこの絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律によって罰せられることにもなりますから、そういう意味では非常に慎重を期してやらないといけないので、ぜひ慎重にやっていただきたい。これはきょうは指摘にとどめておきます。

それと、この森林の伐採ですけれども、次のものにもありましたけれども、いわゆる伐採をこれからも進めていくということなんだけれども、相変わらず皆伐方式というのは今後も続けていくということなんですか。私たちは見てきましたけれども、やはり皆伐というのは強烈なショックを受けているんだけれども、その皆伐方式というのは今後も続けていくつもりなんですか。

○護得久友子農林水産部長 伐採の際にやはり皆伐という方法もございますけれども、皆伐しますとコストが非常にかかるということもございまして、皆伐という方法につきましては、やはり伐採の効率化ということなんですけれども、今後、現在県で指導しておりますのは、皆伐のときに例えば赤土を出さないとか、山を破壊しない方法でございまして。例えば機械にレールをつけるんですが、架線を引かして、その伐採した木をつってある1カ所に集めるということではほとんど伐採しているところに負担をかけずにできる方法もございまして、そういった形で進めていく。それと面積を極力小面積にとどめて、環境に配慮しながら、また今ありますようにノグチゲラとかヤンバルクイナの営巢の時期は避けるとか、そういう形で進めていきたいと考えております。

○渡久地修委員 これだけ90種も発見されているわけですから、皆伐、赤土だけじゃなくて、この90種に確実に影響を与えるのはだれが見ても明らかですから、その方式というのは私は検討せざるを得ないところに来ていると思うんですよ。私は前回も言いましたが、林業を全部否定するものではありません。とにかくいかにそこで生きている人たちの生活を支えてやっていくのかという意味では、しかし今の方式というものではこれだけ環境保全、絶滅危惧種を守るというものと両立させるには、今のやり方では無理があると思う。そこは県が思い切って補助金のあり方も含めて誘導して、もっと別の分野での林業のあり方、生産のあり方にかえていかないと、間違った方向に行くのではないかと思いますので、これは大いに検討していただきたいと指摘しておきます。

それと、この林道ですが、私たちは今ある林道で十分じゃないかと思っているんですが、今後あと20何路線でしたか、これはやはりそのままつくり続けていくという立場を今も堅持しているんでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 ヤンバル地域はやはり今ありますように、沖縄県の林業の中心地域でございますので、地域の産業としてしっかりと維持していかないといけないと思っているのと、やはり貴重な動植物がございますので、その辺の保全をしっかりとやりながらやっていく必要があると思っております。今後は新しい一つの林業の方法として、グリーンツーリズムとかそういった形での森林を資源として利用するといいますか、観光資源としても利用できるような形の方向も進めているところでございます。

○渡久地修委員 私たちは視察に行きましたけれども、とにかく私は今の林道建設、全国的にもそうなんですけれども、林野庁の予算というのは林道建設が中心となって、林道の育成より林道土木というのか、そこに重きが置かれているような気がしてならないんですよ。いわゆる道をつくるのが目的になっている、土木事業としてのね。そういう意味では、私はこれは再検討が必要だと思います。この問題の最後に、農林水産部長、ヤンバルの森を世界遺産にという話がありますよね。私は県としても世界遺産に登録するという方向には賛成だと思うんですけれども、皆さんとしてはどうでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 やはり自然が豊かなヤンバルの森ということで、その辺は世界遺産としての価値があると思いますし、その中でやはり保存するべきところはしっかり保存をして、また循環林として利用できるところは利用するというので、しっかりと区分けをして進めるべきだと考えております。

○渡久地修委員 私は今の皆伐方式とか、環境にいろんなマイナスを与えるようなやり方は今後ぜひ大幅な見直しを県が主導してやっていただきたいと指摘して、きょうはこの程度にとどめておきます。

次に、9ページの石垣市や石垣市議会あたりから来ている燃油高騰対策に関する陳情ですけれども、本会議でこの燃油高騰対策に対するいろんな融資とかありますよね。確か15件の申し込みがあったと言っていましたか、多分そうだったと思うんですけれども、農林水産部関係で今回の緊急対策、貸出金とか融資資金とかというのは、何件あってそのうち実績は今のところ幾らなのかというのを教えてください。

○砂川正幸農政経済課長 資金関係でお答えしますが、まず1つ目に農林漁業セーフティーネット支援資金で、平成20年度で9件の申し込みがあります。ただまだ融資には至っていません。これは全部漁業者です。

それから、家畜飼料特別支援資金は相談件数が10件ございます。そして融資実行が3件ございます。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地修委員からもう少し詳しくという注文あり。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

砂川正幸農政経済課長。

○砂川正幸農政経済課長 再度繰り返しますが、セーフティーネット支援資金ですが、平成20年度では9件の相談があつて今は調整中なんです。それでまだ実行されていない。ですから利用されていないということではないです。

○渡久地修委員 この制度は1つの制度ですか。要するに制度が幾つあるのかということを知っているんです。

○砂川正幸農政経済課長 資金は今言ったようにセーフティーネット支援資金、それから家畜飼料特別支援資金、それから原油高騰に係るものであれば沿岸漁業改善資金も利用できます。それから林業木材産業改善資金ですか、それも利用できるかと聞いております。大まかには4つです。

○渡久地修委員 4つで、今の実績は3つですか。

○砂川正幸農政経済課長 セーフティーネット支援資金は相談件数は9件で、実績はゼロ件でよろしいですね。それから家畜飼料特別支援資金は相談件数は10件で、融資実行は3件です。それから沿岸漁業改善資金は相談件数は1件、融資実行は1件と聞いております。林業木材産業改善資金は相談件数は1件、これも貸し付け予定ということで聞いておりますが、まだ実行されたかどうかは確認していません。

○渡久地修委員 このように、結局制度はつくったんだけど、なかなか実際に利用は進まない。その進まない原因というのは何ですか。

○砂川正幸農政経済課長 資金の範囲でという答えでよろしいでしょうか。現在、各改良普及センターで相談窓口を設けておりまして、今から徐々に上がっていくと思います。ただしかし、やはり経営が厳しい中において、これはあくまでも借りたら返さないといけないというのがありまして、借りる側も大変慎重になっているということがございます。

○渡久地修委員 本会議で、これはいろんな方々が質疑をしておりましたけれども、今言った制度も皆さんが出して、銀行に預託をして、何倍かで貸すというシステムですか。

○砂川正幸農政経済課長 経営金融課のシステムとは違いまして、農林漁業セーフティネット資金、これは沖縄振興開発金融公庫資金でございます。金利が1.7%で非常に低利です。さらに、今回の対策で原油高騰絡みで、これに県で利子助成をすることにしております。

それから、家畜飼料特別支援資金の原資は農林系統資金、民間資金です。これに県で利子補給をいたしております。

それから、水産と林業のほうですけれども、これは国と県の原資で県が直貸ししている資金でございます。

○渡久地修委員 さっきから言っている意味はわかるんだけど、とにかく今は経営が大変、だから借りるのにちゅうちょしている。ちゅうちょしていますよね。しかし対策をとってほしいと言ってやっているけれどもなかなか借りない。それではどうするんですかということですよ。その人たちは廃業に追い込まれていくのか、それを改善する方法というのはないんですか。あとどういう方法があるのか。これだけせつかくつくったのに利用されない。どうすれば利用できるのかということは、借り手に問題があるのか、県でもっと改善の余地があるのか、そこはどうでしょうか。

○砂川正幸農政経済課長 要するに資金を利用しないで経営改善できる経営体はその方向に進むと思います。そして資金つなぎができない経営体がこういった資金の相談に訪れているというのが現状でございます。そして、やはり金利が発生するものですから、やはり返さないといけない、金利も出さないといけ

ないということでもちゅうちょしがちですけれども、県で利子助成もいたしますので、それについては議会終了後、各地域で相談会などピーアール活動は実施していく予定をしております。

○渡久地修委員 先ほど一つの制度で9件の相談があるけれども実際にはゼロ件とかそういうことがあるので、もっとやはり県で改善できるところはないのかどうかも含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、20ページですが、WTO関連ですが、この前決裂しましたよね。EPAに関しては政府も沖縄県のパイナップルとかさとうきびは絶対に守ると言っていましたけれども、今度このWTO交渉のときに、県も確か現地に担当者を派遣していたということを新聞で見たんですけれども、この経済産業省と農林水産省の立場が微妙に違っていたと思うんですよ。それで、これは決裂しましたよね、決裂したことに対して、県としてはどういう見解を持っていますか。よかったのか、悪かったのか、非常に答えにくいとは思いますが、お願いします。

○護得久友子農林水産部長 農林水産省につきましては、やはり農業を守るという立場でございますので、私たちとしてはやはり今回の決裂についてはほっとしました。ただ今後、どのように展開していくのかについては、やはり注視して、国に対しても今後も継続してさとうきび等が重要品目となるように継続して要請していきたいと考えております。

○渡久地修委員 ほっとしたということなんだけれども、このWTOの枠組みは今の世界の情勢からは破綻していると思うんですよ。そういうやり方をすると国自体がつぶれてしまうと思うんです。今は自国の農業を守るという食糧自給率をいかに向上させるかというのが大きな役割だと思うんだけれども、今ほっとしたと言っていましたけれども、一時経済産業省は妥結の方向で動いていたと、農林水産省と見解が違っていたけれども、皆さんがつかんでいた情報では経済産業省はどのような方向で妥結しようとして動いていたのでしょうか。県は職員を派遣して情報をつかんでいたと思うんだけれども。

○具志保豊農政企画統括監 経済産業省の考え方は非農産物ですので、鉱業製品ですので、極力関税はないほうがいい。農産物の農林水産省の立場というのは当然高関税のほうで保護するべき作物がありますので、これを守るという立場ですので、そういう意味からすると経済産業省は妥結したかったということ

で推測できます。

○渡久地修委員 先ほど農林水産部長が答弁していましたが、沖縄県の農業を守るためにもぜひ頑張ってもらわないといけないので、先日も超党派で要請にも行っていますけれども、ぜひその立場で大いに頑張ってくださいと思います。

次に、26ページです。この問題ですが、県は仲介ということを行っているんですけども、私はもう県がやはりイニシアチブを発揮して、これまでの慣例どおりに下見ができるようにということをやってもらいたいと思うんですよ。これまでの経過からして、いろんな経過がありますね。戦後ずっと下見が長い間されていて、先ほどあった盗難とか衛生管理の問題とかというのは、この連合会の皆さんは魚も一切さわらないと言うし、組合員証を掲げてやって衛生にも協力してやっているということで何の混乱もしていない。かえって自分たちが買いたい物はこれだから競り落としてほしいということで、仲買人にとってはこんなに都合のいいことはないと思うんです。僕は対立することではないと思うんですよ。共存共栄の問題と思うんですけども、この問題はこれまでの経過からしても、農林水産部長は仲介ということじゃなくて、県がある意味では慣例どおりにできるようにやっていきますということであれば次の質疑に行きます。

○護得久友子農林水産部長 この件に関しましては、やはり開設者と小売、仲卸しの方々との話し合いが重要だと思いますので、その辺はしっかり円滑に運営できるように仲介して見守っていきたいと思います。

○渡久地修委員 先ほどの乙第6号議案との関係で、中央卸売市場条例というのがあったんですけども、この競り市場も県は全くかわりがないんですか。県の条例に基づいてこの競り市場というのが設置されているのか。県は全くタッチすることはないんですか。県は何らかの関与をするための義務を負っていないのか。

○具志保豊農政企画統括監 中央卸売市場は中央卸売市場法という法に基づいていて、沖縄県の中央卸売市場も県が開設者となっております。一般的には市が開設者なんですけど、人口20万人以上のところは市がやります。ところが沖縄県の場合は市が開設しなかったものですから、沖縄県がやっている。都道府県でやっているのは東京都、大阪府、奈良県、三重県、沖縄県です。中央卸売市

場というのは要するに国が整備に際しては補助金を出したり、規制も厳しいです。ただ泊市場の場合は地方卸売市場といたしまして、中央卸売市場法、県は開設もしていませんから、沖縄県漁業協同組合連合会と那覇地区漁業協同組合連合会が開設者ですので、中央卸売市場ほどの関与はないということでございます。

○**渡久地修委員** 中央卸売市場ほどの関与はないという、このほどというのはどれくらい関与することがあるのか。

○**具志保豊農政企画統括監** 市場内の秩序に関しては開設者が決めるんですけども、沖縄県漁業協同組合連合会とかですね。その業務規程が適正かどうか、もしその業務規程が不適正な場合があれば行政側が関与していくということになります。

○**渡久地修委員** これまでのいきさつからということを行いましたけれども、この陳情者の皆さんはこれまでのように下見ができるようにということを行っているんですけども、いゆまち水産物流通総合センター整備に当たっての確認事項というのがありますよね。これが平成16年2月9日に締結されて、農林水産部長の印鑑まで伝令で確認書がやられているんですけども、そこでは小売はやらないということになっていて、実際には小売もやられている。だからそこを守るために今回のこの陳情が出てきたんじゃないかという話もあるんですよ。実際にそこでそういう実態があるのであれば、皆さんが前に締結したものからずれているということがあればどうなるのですか。

○**金城明律水産課長** 泊いゆまちな件から申し上げますと、この泊いゆまちができる以前は、競り市場の一角で卸売もやり、一般の方々が来たときに小売もやるという形態で、衛生上悪いところでやっていたので、これでは今の時代に合わないということで、いゆまちという衛生的なところをつくりましょうということをつくったんです。そのときに、業務の内容としては従来やっている業務をそのままそこでやる。いわゆる小売の拡大はやりませんよ。小売の拡大を懸念しておられましたので、小売の拡大はしませんということで、一応従来どおり小売もやるということにはなっているんです。今の小売業者が下見をしたということについて、小売業者のほうの意向は自分たちの顧客がいて、その顧客の要望に沿った品ぞろえをするためには事前に競り市場でどの魚どの魚と

いう下見をしておきたいというのが一番大きな要望の要因なんですけれども、今私どものほうで仲介をして話し合いをしてもらいたいと思っているのは、小売業者がほしい魚をとれるようなシステムといいますか、品ぞろえを仲買あるいは市場の開設者とも一緒になって、そういうシステムをつくることはできないかという話し合いをしようということを考えております。特に今は食の安全・安心の中で衛生管理上のリスクというのは、とにかく極力排除しないといけないというのが開設者の立場ですので、できるだけ魚そのものに触れる、あるいは市場の中に立ち寄る人を少なくしたい。先ほどありましたように中央卸売市場もそうですし、本土の市場も全部そういう形になっております。小売業者にとっては激変という形になりますので、県漁業組合連合会は1年間の猶予といいますか、移行期間において、仲買人から希望する魚がとれるようなシステムを小売業者と仲買人の間で話し合ってもらえませんかという形でできているんです。それが話し合いがうまくいかないという小売業者からの要請がありますので、私どもも入って話し合いが円滑にいくような形のシステムをつくりたいということを考えております。

○渡久地修委員 先ほどから、今までの流れがあるから、経過があるからと言っていますけれども、今説明がありましたけれども、この確認書がやられているんですけれども、実際には向こうでも小売はやられているんですよ。これは9月11日の琉球新報で大きくすばらしい市場の普及とって記事が載っていて、小売をやっているということで実際にはそうなっているんですよ。だから公設市場の皆さんとか小売の皆さんというのは、実際上死活問題になってくるわけですよ。だから、これは今までの流れがあるから、県が中央卸売市場ほどの関与はないと言っていましたけれども、これまでの流れからいって、大いに関与するべきだと思うんですよ。だから私は冒頭で言ったように仲介ということではなくて、本当は責任を持ってやってほしいという強い思いなんですけれども、最後に共存共栄できるように、この小売業者の皆さんの要望にもこたえられるように努力していただきたいということなんですけれども、ぜひそういうつもりで努力してください。最後に農林水産部長の答弁をお願いいたします。

○護得久友子農林水産部長 泊の魚市場につきましては、やはり那覇市を中心とした県民の水産物の供給拠点でございますので、円滑な流通が図られるようにしなくてはいけないと思います。これまでも小売業の方たちはやはり県内に迅速に魚や刺身を流通させているということで、非常に貢献が大きいです。これからも非常に重要だと考えておりますので、今回の形で確認書につきまして

は、やはり衛生上の問題とか、そういった面の改善を図るということでやっておりますので、その辺の業務と競合しない形で、小売業の方々と確認書が取り交わされておりますので、やはり時々そういった形で遵守していただけるように、水産課長からもありましたように、小売業の方たちがしっかりと欲しい魚がとれると言いますか、那覇市の公設市場の方はいろんなミーバイとか高級魚を扱っておりますし、そういった形ですみ分けができるような形で話し合いができるように私たちもそういう形での取り組みをしたいと考えております。

○渡久地修委員 ぜひ小売の皆さんの生活を守るために、私は従来どおりの下見ができるような方法というのを県として、一緒につくり上げていただきたいと思っております。

最後に、34ページの美ら海協力金に関する陳情があるんですけども、これは数年前にいろんなトラブルがあったというのを聞いているんですけども、皆さん方の処理方針の中で、ダイビング事業者から3漁業協同組合に対し協力金として支払われているということで、事業者から漁業協同組合に対して払われているということなんですけれども、これは事実でしょうか。

○金城明律水産課長 協力金の具体的な流れなんですけれども、これは3漁業協同組合が協力金としてチケットを発行しておりまして、ダイビング事業者が漁業協同組合からそのチケットを購入し、ダイビング事業者は自分が案内をするダイバーの方々にこういうことで協力をお願いしたいということで、ダイバーの方々に負担をいただくというシステムになっております。

○渡久地修委員 この協力金というのは、いわゆる強制的に徴収しているという訴えも出ていますよね。これは強制徴収なんですか、任意なんですか。

○金城明律水産課長 ダイビング事業者と3漁業協同組合が協定を結んでおりまして、これは任意の協定でございまして、その任意の協定に基づく協力金でございまして、当然任意の協力金でございまして。

○渡久地修委員 私が聞いているのは、実態は事業者が払っているのではなくてダイバー1人当たり500円の強制徴収になっているんでしょう。潜る人たちはこの500円を払わないと潜れないと思っているんでしょう。だってその美ら海連絡協議会というところのホームページでは、観光客の皆様からお1人につき500円を協力金として申し受けます。こういう理由で協力お願いできません

んか、払わなくてもいいですよ、できたら協力してくださいということじゃないんですよ。申し受けますということになっているんですけども、そして皆さんの処理方針には、県として協議会を通じて指導をしているということなもののだから、これは県が関与しているんですよ、県が強制徴収に。法的根拠はあるのかその辺はどうでしょうか。

○金城明律水産課長 強制徴収かどうかという件でございますが、私どもが聞いております範囲では、あくまでもこれは協力金としていただいている、任意でいただいている。美ら海協力金のQ&Aというのがダイビング業者がつくっているのがございまして、この中で美ら海協力金は必ずお支払いしなければいけませんかという問いに対しての答えはそのようなことはありません、このような趣旨を御理解いただいて協力をお願いしたいのですというQ&Aもつくっておりますし、チケットにはがきも一緒になっておりまして、これに皆さんの意見があれば書いて出してくださいという意見の募集もやっている。それから協定そのものは、金額とか幾ら取れとかということは県は指示はしませんけれども、ダイビング事業者と3漁業協同組合が同じ海を利用するわけで、調和的に海面の利用を図るという観点から、お互いの協定を結んで、円滑なそれぞれの業務の遂行といいますか、それを図ってくださいという指導は県でやっております。

○渡久地修委員 この陳情者、これは要旨なんだけれども陳情の本文を見ると、今言ったような、いわゆるちゃんと法律上の法的にもクリアーをして、遵守したような、みんなが喜んで海を利用できるように、漁民もダイバーもできるようにしてくださいというのがこの調和的な海面利用を遵法的に実現し、漁業と観光が共存共栄するために県議会に陳情するものと、この陳情の最後に書かれているんですけども、この要旨には書かれていない。そういう立場でこの陳情が出ていると思うんです。ここで言っている違法性がないのかどうかという点で、実態は強制徴収になっていますよ。海において、一部の漁業協同組合でもない人たちがお金を取るという権限はあるのかその辺はどんなですか。

○金城明律水産課長 法令に基づく料金を徴収するという権限は当然ダイビング事業者にはございません。

○渡久地修委員 ないですよ。しかし実態はホームページで申し受けますとか、説明の中で美ら海協力金は500円徴収することになりましたということ

やっていて、そして協定を結んでいるダイビング事業者を通して取っている。その協定を結んでいないダイビング事業者がいますよね。この人たちにはどうなるのですか。

○**金城明律水産課長** 協定に参加している事業者の数を申し上げますと、漁業側は3漁業協同組合で全部でございます。それからダイビング事業者は宮古島地域で71の事業者がおりまして、69名の事業者は協定に参加しているという状況でございます。協定に参加していない事業者については、これは美ら海連絡協議会というのがございますので、そこが呼びかけてできるだけ協定に参加してくださいということをお願いしていると聞いております。参加しないからダイビングができないのかといいますと、当然法令上はそういうことではない。ダイビングはできますということです。

○**渡久地修委員** 参加していない事業者にはホームページで名前まで挙げてここは未加入ですということまで、皆さんと一緒にやっている協議会のホームページで公表しているんですよね。こんなことが許されるのか。だから過去には漁業協同組合と協定を結んでいたはずですよね。伊良部漁業協同組合ですか。漁業協同組合との場合はいわゆる漁業権というのがあって、漁業権もすべてに適用されるものではなくて、その漁に対して損害が出たということであれば保証金といいますか、そういう形で支払われる法的なものが出てくるけれども、これは出てこないのにこんなことがやられている。これに県も一緒にやっているということはちょっとよくないのではないですか。沖縄県の観光からいってどうですか。

○**金城明律水産課長** 実はこの協定ができる以前の状況を申し上げますと、漁業協同組合側はダイビング事業者に補償を要求する。そのダイビング事業者は具体的な漁業被害を立証した上であれば協力できるけれども、自分たちは漁業の妨害などは一切していないという争いで、大部分のダイビング事業者は伊良部漁業協同組合との協定には参加してなかったんです。当時は伊良部漁業協同組合と11のダイビング事業者が伊良部周辺でダイビングする場合の協定ということで、補償的な意味合いで金銭を支払ってやっていた。その他のダイビング事業者及び観光の方々は漁業と非常にトラブルが多くて、それで県としてはそういうことでは観光・漁業にとってもよくないので、お互いに話し合いをして協定を結んでうまくいくようにやったらどうですかと指導した結果、今の協定ができたということです。

それから、ホームページ上で一部不適切な強制のようなお金を払わないとできないんだという表現がある分については、これは訂正を指導していきたいと考えております。

○渡久地修委員 この協定に参加していないダイビング事業者から公開質問状が出ていて、これは宮古毎日新聞にも掲載されていますけれども、その回答を見ると今の協力金について県は合理性を判断する事案ではないと考えていますと回答していますけれども、きょうの話では県としては協議会を通じて説明し、十分に理解を得るように指導しているところということ、県が指導しているということをはっきりしているの、この陳情の趣旨にあるように、法的な問題をもう一度きちんと整理をしていただいて、強制徴収ではないが実態は強制徴収じゃないかという訴えがあるというのは事実ですよ。だから、それをどのようにするのか。この陳情者は観光と漁業が調和できるようなあり方をもっと検討すべきじゃないかという陳情になっていると思いますので、この人たちも何も対立したいと言っているわけではなくて、何とか調和できるように、漁業者も観光客もダイビング事業者も調和できるようにという陳情だから、その辺はぜひ今の指摘も含めてもう一度県として、きちんと整理をして話し合いを進めて解決の方向を見出していくということで、最後に答弁いただきたいんですがどうですか。

○護得久友子農林水産部長 やはり宮古島地域のすばらしい海にダイビングに来る観光客の期待も非常に大きいと思いますので、そういう意味で過去のそういったトラブルを解消するためにできた美ら海協力金になっていますので、やはりしっかりとダイビングを行う方に理解をしていただいて徴収できるような形にしていけるように、私たちもそういう意味での指導やかかわりをしていきたいと思っております。

○渡久地修委員 きょうはこの程度でとどめたいんですけれども、実際は金額として相当な額、1000万円や2000万円の協力金がたまっているはずですよ。その使途がどうなっているのかとかその辺もあるんですよ。何でこういう沖縄県の海を利用して、こんなことでいいのかという問題も問われてくる。法律的な問題でも実態強制徴収になっている問題も出てくる。そういった問題もありますので、こういった問題も含めて陳情者が言うように法を遵守する立場でどこから指摘されても間違いのないように、そしてお互いが協力していけるようなあり方というのをぜひ検討していただきたいということで、きょうはこの程

度でとどめておきます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 委員会の運営についてですが、委員長は時間を見ながらやっ
てはいると思いますが、きのう審査日程を協議をした日程の中で、きょうの審
査が終われるように配慮しながらしないと、いささか1人で午前中をやってい
て間に合うのかどうか、委員長が判断していることだと思っておりますが、心
配ながら申し上げますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。
時間の配分ですね。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 最初に地産地消の話を見せてもらいたいんですけども、
地産地消というのは非常に大事なことだと思うんですが、陳情第127号の2、
24ページ右側の⑤のところの地産地消の中の学校給食関係との連携により、県
産農林水産物の利用促進という話があって、いろいろとありますが、この地産
地消という話は非常に大事なことですけれども、非常に現実的にやろうと
するといろいろな問題が出てくると思うんですけれども、これをどういう形で
進めていくのか、地元の魚を食べてもらう、野菜を食べてもらうということで、
学校給食で大いに使ってくださいよというような話がありますけれども、私が
経験したときに、1つは学校給食をお願いしますといっても単価の問題がどう
しても障害となってくる場合がある。そういう問題等をどういう形で解決した
らいいのかと思いますけれども、どうでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 やはり地産地消を進める、利用率を上げるために、
やはり学校給食で利用してもらうのが一番非常に重要なことだと思っておしま
す。おっしゃるように課題としては給食費は非常に切り詰めた中での調理とい
うことで、1円でも2円でも安いほうがいいということがありまして、なかな
か単価の問題が厳しいということで使いにくいということがございます。また
そのために各地域で、今市町村で地産地消の計画もつくってもらうことにして
おりまして、やはり地域で地産地消の推進をしていただくということだと思
います。基本的には各地域での地産地消の協議会等を含めて、一つ一つできるも

のから取り入れていくということが大事だと思います。実は読谷村の方の御紹介なんですけれども、読谷村で地産地消推進専門部会というのを設けておまして、もちろん読谷村と教育委員会、それから紅芋の生産農家とか、その他の生産農家、土地改良区とか調理師会とかを含めていろいろな形が入った協議会を持っておまして、その中でいろいろ検討されております。その中でやはり食材のコーディネーターとか、そういう方を中心に取り入れていこうという努力もされています。また、北中城村でもそういった協議会がありまして、やはり地域で学校給食への利用を推しはかろうということでやっておりますので、やはりそういった各地域での緻密な努力、その辺はまた県のほうでも支援していけばもっと取り組みがあると思います。

○座喜味一幸委員 それで、食糧の自給率とも地産地消にかかわってくる問題で、非常に重要だと思うんですけれども、例えば原油の高騰で魚の値段も上がって、原油の高騰分を値段に返そうとか、肥料代が上がるからそれを野菜の値段で跳ね返してもらえないかと、価格を上げてくれないかとか生産者側はそういう思い、願いを持っているんですけども、結局は価格の市場というのは競争の中でどうしても安いほうになってしまうというようなことで、非常に難しい問題はあるんですけども、できるだけ安心安全だし、島の物を食べていく、消費していくというのは非常に大事なことで、そういう運動のような形でしていくのだろうか。例えばスイスという国は、非常に国土も狭いけれども自国の商品を割高だろうが買うという徹底した教育がなされていて、自国の商品から売れていくと。できるだけ外国のものの優先順位は後に回すというようなところまで国民に対して徹底的な地産地消というのが普及されている。だから自給率が非常に高い国になっている。この国民、沖縄県であれば沖縄県民が自分たちの地域の農水産物というものを少々値段は高くても買っていくというようなピーアールといいますか、県民の意識といいますか、そういうところまでしっかりと教育していく必要があると思うんですけどもいかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 やはり地元の物を利用してもらうに当たっては、遠くから運ばれてくる農産物については鮮度の問題がありますし、特に直売所を中心に地元の島野菜とか、そういうのが非常に生産されて並べられております。そういった直売所あたりでは、朝に農家が収穫したものがすぐに店頭で並ぶということで、非常に鮮度がいいということで、やはり少々高くても、それと農薬をしっかりと適正に管理したものということで、無農薬のものとか有機栽培されたものとかを推進しておりますが、そういった安心安全と鮮度がよい

もの、近くのものがいいということをしていくという意味ではいろいろな場をかりて、料理の仕方とかを含めてピーアールしていかなければ今の若い人たちに伝わっていかないとしますので、そういった意味でいろんな機会を利用して食べ方のピーアール、料理講習会とかを含めて取り組んでいるところでございます。

○座喜味一幸委員 これは相当難しい問題だけれども、大事なことなので一所懸命頑張ってもらいたいと思います。

それから、林業に関する案件ですが、30ページの陳情第139号について伺いますが、この農業の所得は沖縄県でしたら大体100万円くらいですね。林業の場合はどれくらいでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 森林所得ということですが、平成19年度の林業総生産額は7億9000万円でございます。林家所得という統計はとっておりません。

○座喜味一幸委員 私はこの第1次産業というのは非常に経営が厳しい。その中で特に農業も厳しい、水産業も厳しい、その中でもやっぱり林業というのは生産スパンが長いから非常に経営が厳しいのかなと思っておりますが、今後山を守るという森林の多面的機能というのを非常に気にするんですけれども、例えば本土では既に山が荒れていて、山村が崩壊して、後継者がいなくて間伐する人がいなくて、山はそのままおいておけばいいのかと思ったらやはり間伐したり、徐伐したりというように管理しないと山が荒れるということで、逆に言うとう地すべりだとか治水能力が落ちているとかという山荒れという現象が非常に問題になっている。そういう意味で沖縄県の小規模林業という中で、果たしてどのような形で今後の山を守っていくのかという心配をするわけなんですけれども、その辺について今後の林業の進行方向をどうするのかというのをお聞かせください。

○長間孝森林緑地課長 森林は多面的な機能を有しております、水源涵養等の水土保持林、それから森林と人との共生林、それから利用を中心とした資源の循環利用林、そういう区分で県では森林を区分しまして、それぞれの機能が高度に発揮されるように、そういう整備保全と利活用を図っております。やはり森林というのはいろんな多面的な機能を有しておりますので、その機能に応じた整備の仕方、こういうことをやっていくことによって例えば保育、除間伐

等の適正な管理、こういうことを行うことによって森林というのは機能が高度に発揮されるということで、この沖縄県の特殊な亜熱帯地域の森林にこれを適用した整備保全を図っていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 そういう中で、先ほど話にも出ていたんですが、林道ありきというような話があったんだけど、地域で林業の制御をしていく上で最小限必要な林道と自然環境に配慮しながらやっていくということは、この林道だけはどうしても必要不可欠だという、林道計画に関してはしっかりとした効率性と保全性の部分をしっかりとやりながらやっていかないといけないのかなと思っております。その辺について、林道が一部中止しているんだけど、必要であれば必要性をしっかりと、それから環境に配慮しながら林道をつくっていくというようなことで、やはりしっかりとしたスタンスを持たないといけないと思いますが、今回の林道の件はどうですか。

○護得久友子農林水産部長 林道の整備につきましては、やはり利用の区分によって利用するべきだと思います。水土保持林から森林と人の共生林及び資源の循環利用林という3区分に分けて利活用を図っているところがございます。原則として木材の生産とかそういったものについては資源の循環利用林で利用しております。今後、林道の整備や改修等に当たりましてはやはり地域森林計画がございますので、その中で10年を期間として見直しとかやっております。その中でいろんな地元の要望とかを踏まえて、やはり森林整備や今後の植林を含めていろんな計画がございますので、そういった計画をしっかりと見ながら進めていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 それから、離島の石垣市、八重山市町村会から陳情が上がっている中で、牛の輸送費の補助というのが出ておりますが、その輸送費に関しては購買者、生産者に対しては輸送費を補助しておりますと書いていますが、これはどの程度の補助ですか。

○赤嶺幸信畜産課長 八重山地区の話が出たんですけれども、継続してそういう補助金を出しております。今年は平成19年度の金額に対しまして、より実情に近いという形で価格アップをしております、例えば八重山地区でしたら2万2500円の輸送費を出しておりますし、沖縄本島あるいは沖縄本島周辺の離島にも家畜地がありましたので、その輸送については1万5000円の補助金を出しております。

○座喜味一幸委員 これは1頭当たりですか。

○赤嶺幸信畜産課長 そうです。

○座喜味一幸委員 この配合飼料等に対するこのJAおきなわがやった農家経営支援費が5億円ついて、1トン当たり幾らだったか、大分補てんすることになっていますよね。この事業はJAおきなわ単独の事業ですか。どういう仕組みになりますか。

○赤嶺幸信畜産課長 はい、単独事業であります。

○座喜味一幸委員 今回のJAおきなわの補てんの仕方というのは非常にわかりやすかったですよね。肥料約13%で、飼料が幾らですと。今後はそのJAおきなわとかあるいは沖縄県漁業組合連合会とかという組織を通して非常にわかりやすい形での総合対策ができないかということ非常に思うわけです。行政が単独でやると非常にやりにくいんだけど、そういう農業協同組合等の組織を使うと非常に補助のシステムがうまくできるというような活用の仕方というのはないものなのか。非常に見えにくい。支援策が見えにくいんです。どうでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 今回のJAおきなわの支援について新聞にも出まして、私達も心強く思っております。今後やはり国の総合支援もまだ見えない部分もございますので、その辺も含めてやはり水産関係も沖縄県漁業組合連合会とか組織がございますので、そういった組織と連携をしながらこういった形で支援していったほうがいいのかということもございますので、やはり組織と連携してやっていくほうが私達もしっかりとした支援ができるだろうと思っておりますので、今後ともそういう形で各団体と連携して対応等を考えていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 最後に一つだけお願いをしておきたいんですけども、今のいろんな制度資金、それから補助制度が非常に多くてわかりにくくて使いにくい。せっかく今回もいろんな利子補給だとか対策がとられようとしているんですけども、本当に現場はお金を借りても返さないといけないからナランサーというくらい現場は厳しいと思っているんですよ。だけれども、せっかくの制

度を無利子に近いような、第1次産業の資金なんて利息は1.7%とか、それに利子の補給もあるというところまで結構よい制度がつくられている。しかしわかりにくい。その辺をもう少しシンプルにわかりやすく、使いやすくピーアールする努力をしていただきたいと思います。

○護得久友子農林水産部長 おっしゃるとおりで、私たちもいろんな支援がございまして、なかなか説明しにくい部分もございまして、今度の9月補正予算でも若干お願いしている分があるんですが、そういった農家の方々に周知を図るためのパンフレットとかリーフレットを準備して、それでピーアールを図っていきたくて思っております。各関係団体の方にもそういったものを置いていただいて、しっかりと説明していきたくて思っています。また、必要に応じて説明会もそれぞれの分野でもやっておりますが、そういった形での説明会もどんどんやって浸透させていきたくて考えております。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 24ページの陳情第127号の2ですが、食糧自給率の問題とも関連するわけですが、本会議でもこの質疑をしてきました。特に食糧自給率を高めるためには、今ここにもありますように島野菜振興対策事業とかあるいは穀物類、こういうものの生産振興あるいは学校給食の地産地消の問題とか観光関連施設等へどういう形でこれを消費してもらうかということにもかかってくる話なんですね。これは本会議場でちゃんと答弁はいただいているわけですが、これをやるためにはどうしても私は補助事業が必要となってくると思うんです。今、なぜ生産がどんどんなくなっていったかという、結果的には外国からの輸入物に勝てないから生産できないという状況になるんですよね。ですから、やりますよ、大事ですよとは言っていますが、実際に具体的にはどうやるのかと問われてくるわけです。これはどうしますか。

○護得久友子農林水産部長 やはり食糧の自給率を上げるにはまず生産拡大が重要でございます。それと、地元でしっかりと消費してもらうということが大事でございますけれども、そのためには拠点産地を推進して生産拡大を図っておりますので、例えば沖縄県は冬春期が非常に温暖ですので、本土に向けての冬春期のいろんな野菜の出荷、それから地元でも出荷しなくても例えば大根やニンジン、そういったものも冬は非常によくできます。キャベツとかもですね。そういう意味で、冬によく生産できるんですが、これまで夏場については台風でも来るということで、なかなかつくりづらかったんですが、今はネットハウスとかそういった平張施設でつくるようになりまして、安定した生産が夏に野菜でもつくれるようになっておりますので、年間を通して安定給付するためにはやはり夏場もそういった施設を通して生産していくことが拡大につながるだろうと思っております。

○当銘勝雄委員 今、確かに平張施設がかなり普及されていて、先日も糸満市の大里ですか、そこに見本ができたという新聞記事が出ておりましたが、これについてもやはりかなりの補助事業を入れない限りは農家は飛びつかないと思うんです。それから生産体制の問題もあるし、消費体制の問題、それから流通の問題ですね。これを一体的にやっていかない限りは伸びない。それを皆さんは平張施設についてもかなり前から言っているわけだが、どれくらい伸びてきているのか、そして生産量はどれくらい伸びてきたのか、その辺をやはり数字でもって示してもらわないといけないと思うんです。その辺はどうなんでしょうか。まずは平張施設がどれくらい伸びてきているのか。

○護得久友子農林水産部長 夏場を含めて安定的な生産をするための平張施設につきましては、野菜、花、果樹を含めて平成11年から事業化しておりまして、平成19年までの間に約200ヘクタール以上整備されております。そのおかげもありまして、例えばゴーヤーについては従来は夏だけだったんですが、品種開発も含めて冬も一年を通して生産できるようになったということで、今は野菜の中ではゴーヤーが一番生産量をふやしており約800トン超えております。非常に生産が伸びている一例でございます。

○当銘勝雄委員 ゴーヤーは幾ら伸びていると言っていましたか。

○護得久友子農林水産部長 失礼いたしました。現在、約8000トンの間違いで

す。

○当銘勝雄委員 かつては4000トンくらいだったのが8000トンまで伸びたということは、当時から1万5000トンくらいまで5カ年でもっていくという計画がつくられたんだけれども、まだ8000トンということなんですが、ここにもありますように、ゴーヤーの日等における消費拡大キャンペーンもありますし、やはり伸ばせるものは伸ばしていくということをやっていないといけない。ただ平張りにしてもゴーヤーの場合は媒介虫を放すこともしないといけないでしょう、それはどうやっているのですか。

○護得久友子農林水産部長 ハウスの中では、農家の方が受粉といいますか、受粉を手作業でやっております。

○当銘勝雄委員 ですから徹底して省力化も考えないといけないし、平張ハウスをつくと虫の媒介もやらないといけないわけですから、それができなければ受粉を手でやらないといけないということもあるわけですから、その辺まで含めてやはりきちんとした生産体制をつくったほうがいいのではないかと思うわけです。生産体制は長くかかるわけにはいきませんので、消費ですよ。確かにこの前から学校給食でもやったし、あるいはホテル等でもやっているということですが、そこでいつもひっかかってくるのが、時期的に合わないとか定量的出荷ができないとか、こういうことにひっかかってしまうんです。それに対する対処はどう受けとめているのか、その辺はどうですか。

○護得久友子農林水産部長 学校給食への利用につきましては、コストの問題もございますけれども、量の問題もございます。それと学校給食につきましては、約1カ月、場合によっては2カ月前から献立が決まるということでございますので、やはりその辺を考慮して、どの時期にはこういった野菜がどれだけとれるというような情報をしっかり交換してやっていけば、もっと学校給食に利用してもらえるのではないかという努力は必要だと思います。

○当銘勝雄委員 ですからそういう情報の交換をしながら、やはりシステムですよ、仕掛けをつくっていかない限りは、ああだこうだということにしかならないわけなので、そこを僕は生産する側が中心になっていかないと、向こうは買っていただくところですからなかなか進まないと思いますよ。向こうは手っ取り早く買いたいものを買いますよ。生産流通ということで、やはりつくる側

から消費提案をして、生活提案と言われる場合もあるわけですが、消費してもらって提案をしていくというのが大事じゃないかと思います。その辺を例えば地産地消推進県民会議というのをつくっているわけですから、その中でもっと具体的にこうするというを決めていかないと、なかなか推進は難しいのではないかと思いますよ。その辺はどのようになされているのですか。

○**護得久友子農林水産部長** 地産地消県民会議の活動の中で、地産地消の拡大を図るために、各市町村でも地産地消の推進計画をつくることになっておりますので、やはり学校給食への一番の近道としては、各地域での取り組みが重要だと思いますので、地産地消は各市町村の計画の中で協議会を設置しますので、その中でしっかり話し合っ、計画的に給食に使ってもらえるような方法が考えられるのではないかと考えております。

○**当銘勝雄委員** 市町村における地産地消推進計画というのは、各市町村につくってもらっているわけですか。

○**護得久友子農林水産部長** はい、そういうことになっております。

○**当銘勝雄委員** これはどのくらいの市町村でつくられていますか。

○**護得久友子農林水産部長** 平成19年までに、19市町村が推進計画を策定しております。それから平成20年度では新たに5市町村の策定を支援しながら取り組んでいるところでございます。

○**当銘勝雄委員** そうすると24市町村ですよ。まだ半分ちょっと超したという程度にしかならないわけですね。これを早急につくって、その中できちんと、地域で例えば高級食でも当然その中に組み込まれていくはずですから、それを推進してもらおうということになるわけですよ。その辺はどうでしょうか。

○**護得久友子農林水産部長** やはり地産地消の大きな柱でもあると思いますので、それぞれの市町村の計画の中で、しっかりと学校給食も含めた地産地消の取り組みをしていただくということになると思います。

それから、平成24年度までに全市町村での策定を目指して、今取り組んでいるところでございます。

○当銘勝雄委員 ぜひ全市町村にお願いして、平成24年までには策定してもらって、これがスムーズにできるように頑張ってもらいたいということで終わります。

ホテルや量販店、あるいは一般の観光客がよく利用する施設というのとの連携はというふうに進めているのですか。

○護得久友子農林水産部長 ホテル関係につきましては、ホテルには調理師の方がいらっしゃって、今沖縄県の調理師会の方々が、各ホテルのコック長なりが参加されている調理師会でございますので、これまでもその調理師会と連携しながら、各ホテルにおいて、例えば夏のゴーヤーのキャンペーンとか、いろんな形での食材フェアをやっておりまして、その利用の促進を図っております。

それから、一般では、例えば料理店とかでの利用促進につきましては、今年度から取り組んでいるところですが、沖縄県の食材の店の認証制度も今年度から取り組む予定でございます。

○当銘勝雄委員 例えばこれは1つだけ取り上げると大変でしょうから、何か工夫が必要かと思うんですけども、そばなんかは沖縄そばのキャンペーンがありますよね。大きなポスターにして、そうするとやはり沖縄そばを食べてみようかということになると思いますし、あるいは北海道の物産展をやる場合、いっぱい魚の卵を入れてやったりするのがあるわけです。沖縄県ではこういったホテルとか観光客がよく訪れる店でポスターをつくってどんどん消費をしてみようということも、ここにはないけれども農林水産物販売促進協議会というのは私はかつて農林水産部長のときにつくりましたが、これは書いてないんだが今はなくなっているのですか。

○護得久友子農林水産部長 あります。そこを中心に今地産地消キャンペーン等に取り組んでいるところでございます。

○当銘勝雄委員 その辺も宣伝しておかないといけないですよ。こういうのもありますよということで、いずれにしても沖縄県のもの食べてもらう。観光客の皆さんにも沖縄県のもの食べてもらうということは非常にいいことなんです。観光の3要素でよく言われるのが、食べる、見る、遊ぶということでいえば、食べるということは大事なことです。その地域のものを食べるということはまた記憶にも残るし、非常に思い出にもなるし、またリピーターにもつながっていくという結構いいことでもありますから、これをどんどん進

めていく、それがやはり我々が言うところの自給率向上にもつながれば、売ればつくるといふ生産体制にもつながっていくわけですから、やはりどんどん食べてもらうという仕組みもつくらないといけないと思うんです。そういう意味でやはりこういった観光客が訪れるところでもどんどん消費してもらうということが必要だと思うんですね。

さて、今度は流通の問題ですが、流通の仕組みも考えないといけないわけですが、中央卸売市場を中心にして集荷して配っていますが、ここにもありますようにファーマーズマーケットを将来的にはどうしようと皆さんは考えているのですか。ファーマーズマーケットということの普及あるいは近くで小さい売店があちこちできておりますが、こういうのを今後どういう形ですみ分けをやっていこうと考えていますか。

○護得久友子農林水産部長 やはり地産地消という地の物をいち早く消費者に届けるには直売所が非常に有効であるということで、各地で自主的にできた直売所もございますし、今JAおきなわを中心にしたファーマーズマーケットもできておまして、糸満市、中部地域に去年オープンしており、それから北部地域にもできております。それと宮古地区でもできています。そういう意味では各地にそういった形でのJAおきなわの取り組みもございますけれども、やはりそれぞれの地でやってはいるんですが、例えばそれぞれの直売所の販売を拡大していくためにはネットワーク化というのを進めておまして、現在18の直売所がネットワーク化の中に入っておまして、例えばゴーヤーの日のキャンペーンにつきましては同時に全直売所でやるとか、そういった形でお互いに連携、協力し合いながらそういったキャンペーンもやっております。今後もっとネットワークに加入していただくような形も進めております。

○当銘勝雄委員 近くで農家としても販売しやすいし、また消費者側も近くで新鮮なものが買えるというよさもあるから、これはどんどん伸びているわけですが、今道の駅があちこちらにできているわけですが、この道の駅との連携というのはどうなっているのですか。

○護得久友子農林水産部長 いろんなお客さんといいますか、消費者を集める意味でやはり道の駅と連携をやることによって相乗効果があるかと思いますが、現在は名護市許田の道の駅と直売所が設置されておりますが、非常にお客さんも多い。休憩しながら直売所にも寄っていろいろ飲んだり、買っていただくということになっております。今後、糸満市で魚の流通センターができたん

ですが、そこはやはり隣にありますファーマーズマーケットと、やはり魚と野菜をセットにした形で、さらに消費拡大ができるだろうということです。今後の予定と聞いておりますが、その一角にも道の駅ができると、予定されていると聞いております。

○当銘勝雄委員 道の駅とかあるいは最近では豊見城市においては空の駅というのがありまして、那覇空港の表玄関ということでしょうけれどもね。それからいろんな物産販売が出てくるわけですが、農林水産部はその辺とのかかわりというのは、例えば補助事業、補助金を持っているとか、どうかかわりを持っているのですか。

○護得久友子農林水産部長 直売所の開設に当たって、構造対策事業の中でそういった施設の整備はできます。また活動の支援としては、販売促進協議会を通していろんなキャンペーンのときに若干の補助を出してキャンペーンをしてもらうとか連携をしてやっているところでございます。

○当銘勝雄委員 自給率向上は、生産振興対策にも絡むし、流通の問題も絡むし、すべて絡むわけですから積極的に取り組んでいただきたいと思います。やはり自給率を向上させようということに一生懸命やれば、当然に生産は伸びますよ。農家所得の向上につながりますので、そういう形でひとつやってもらいたいと思います。

次に移りますが、陳情第106号の畜産関係ですが、15ページの無登録牛が700頭もいるということがここにありますが非常に驚きですね。この700頭の無登録というのはどういうことなのでしょう。

○赤嶺幸信畜産課長 無登録牛というのは主に八重山地域を中心にして、我々が市町村と調べた範囲では約700頭おります。全県下では大体800頭ほど無登録牛がおりまして、特に八重山地域に集中しているんですけども、無登録牛の八重山地域の中でも三大牧場である伊原間、久宇良、平久保の牧場を中心にしてほぼ集中しております。そこに約600頭ほどいるんですけども、無登録牛の発生の要因としては3つほど考えられると思うんですけど、これまで三大牧場で粗放的に牧場経営してきました。頭数が多くてなかなか管理が行き届かなかったというのがあります。それから今まで無登録牛でも非常に高値で売っていたというようなことで、いわゆる登録牛に切りかえてこなかったというところが大きな原因だと思います。

○当銘勝雄委員 高く売られていたという背景があるという話でしたが、これは登録牛と登録牛でないものでは値段が物すごく違うんでしょう。どうなんですか。

○赤嶺幸信畜産課長 相当開きはあります。ただ、BSE対策特別措置法の中で明らかに和牛と思える牛、三大牧場にもいるんですけども、そういった牛については和牛という表示がこれまではできました。競り市場の名簿の中でも和牛ということで表示ができました。ところが昨年の和牛ガイドラインの中で、日本の和牛は遺伝的特質がありますので、それを守っていこうというようなことがありまして、ガイドラインの中で血統的に証明できない、明らかに和牛と見える牛でも血統的に証明できない分については肉専用種という取り扱いになりまして、それを受けて競り市場でも従来の無登録牛が和牛と表示されたところも肉専用種という表示になりましたので、それを契機に処理市場の価格で肉専用種の価格が一般の登録牛よりも安く買われるというような状況に現在なっております。

○当銘勝雄委員 石垣市議会議長からの陳情となっておりますが、当然に農家の皆さんも無登録牛はなくしていきたいという意向はあるわけですか。

○赤嶺幸信畜産課長 はい、生産農家の皆さんもそういう意識は持っておられます。

○当銘勝雄委員 意識だけではだめなんで、本当にやっっていこうという気がないとできないわけですよ。それで、皆さんは子牛については肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業によって支援していくと書いてあるんですが、これはいつごろまでにやっっていくという考え方なんですか。

○赤嶺幸信畜産課長 現在、八重山地区で700頭おりますので、手始めは八重山地区から順次更新していこうということで、現所在地元と話を進めております。頭数的に非常に多いものですから、一気に淘汰すると相当な経営上のダメージがありますし、膨大な予算を伴いますので、年度別に計画的に淘汰をしていこうということで、今頭数を地元と調整しているところです。

○当銘勝雄委員 確かに冒頭に申し上げましたように、700頭もいるという驚

くような数字があるわけで、特に飼料価格も上がって大変な状況の中で、ここも放牧地が中心であるとは思いますが、それにしても全く草飼料だけというわけにはいかないでしょう。やはりもっと高く売れる牛をつくっていくということだと思えます。この問題は獣医がいないとかということも絡んでいるんですか。

○赤嶺幸信畜産課長 改良のお話になると思いますが、診療の上での話ではないものから、獣医は無登録とは関係ないかと思えます。

○当銘勝雄委員 それではぜひ計画的に、せつかく石垣地域は肉用牛の産地として、石垣牛というブランドもありますし、ぜひとも無登録牛をなくす方向で頑張ってくださいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 水産関係の質疑が少ないようなのでさせていただきますが、1ページから2ページにかけて陳情第37号なんですが、南大東島漁港は世界でもないような立派な掘り込み漁港が完成しつつあるんですが、そこに平成20年度から製氷施設をつくることになっているんですが、これは地区外船への供給も可能な規模ということになっているんですが、1日当たり何トン製氷できるのか、あるいは時間当たりどのくらいできるのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○金城明律水産課長 製氷能力は日算2トンで、貯氷庫の規模が3トンということになっております。

○前島明男委員 それで地区外の船舶にも対応は十分に可能ですか。

○金城明律水産課長 これまでこの規模を決定するに当たって、地元からヒアリング等をしているわけですが、地元の需要というのは夏場がピークで1日1.5トン程度ということでございますので、地区外船への供給も対応は可能ということでございます。

○前島明男委員 私が懸念するのは、南北大東島の周辺というのはソデイカ漁

が盛んなところですよ。特に冬場の解禁になった11月から4月にかけて集中するんですが、島の組合員というよりもいわゆる地区外からの船舶の方が多いと思うんですよ。このソデイカ漁の時期に十分に対応できるのか。島の人たちはそんなに多くないと私も思っておりますが、冬場の時期に十分に対応可能なのかどうかその辺をお聞きしたいです。

○金城明律水産課長 前島委員がおっしゃるように、地区外船から氷は足りるのだろうかという声があったものですから、うちのほうでことしになってから南大東島でどのくらい氷を必要としているのかということをお県の30組合に対してアンケート方式で調査をしてみました。それによりますと、ピークが4月で、一月で18.5トンということがございますので、少ないときには11月、12月で9トンくらいでありますけれども、その数量からすれば全く問題なく供給できるだろうと考えております。

○前島明男委員 これは平成20年度の事業ですから、既に発注されているのか、これから発注するのか、そうであれば設備の規模の拡大も可能なのかどうかはどうですか。

○金城明律水産課長 現在、設計書を作成中で、11月には入札、契約をしたい。年度内の完成を目指しているということがございます。それからこれから規模の拡大というのは、年度に入って事業費は全部配分しておりますので、これから拡大するというのはちょっと難しいということがございます。

○前島明男委員 せっかくですからある程度の余裕を持って、これからふえるであろうことも想定して、できたらもう少し大き目のものを設置してほしかったんですが、できないということでしたし方ないですが、それとちょっと関連するんですが、南大東島漁港というのは冬場は北風で荒れますと船舶の出入りが大変で、僕も何度も行って見ているんですが、入り口が狭いですね。それで今は防波堤工事も陸上施工でやっておりますが、当初の計画では防波堤は確か200メートルだったかと思うんですが、この間9月に行ってきたら陸上打ちしているんですが、80メートルに短縮されたということなんです、それで冬場の静穏度は十分に保てますか。

○島袋義彦漁港漁場課長 防波堤の整備は、去る平成15年度から検討委員会を設置しまして、これは琉球大学の先生や有識者の方々に検討委員会をつくって

もらって、200メートルを計画したんですが、事業費が数倍を要するという
ことで、その検討委員会の中で延長を80メートルに縮小しております。その分だ
け北風のおきには漁がしにくいということで、分港ということで北大東村の南
側の方に新規に指定しております。そういったことから防波堤の整備とあわせ
まして北大東村のほうの整備も着工の予定です。

○前島明男委員 なぜ僕がそれを聞くのかと申しますと、せつかく北大東漁港
に製氷施設をつくるわけですよ。ソデイカ漁は11月から4月です。北風でほ
とんど冬場の北大東島、南大東島の漁港はどれくらい使えますかね。月のうち
3分の1、4分の1が使えるかどうかというような状況じゃないかと思うん
ですよ。そうすると、せつかくそこに製氷施設をつくっても、北大東島にもつ
くるんですか、同じように。そうなければいいんですけども、南大東島に製氷
施設をつくっても冬場は余り活用されないということになると、もったいない
ですよ。ですから、もう少し防波堤を今の南大東漁港の防波堤を延ばせるの
か。80メートルで打ち切るのではなくて、せめてあと50メートル、60メー
トルくらいでも延ばすと、もっと静穏度がよくなるし、この利用度も活用も上
がってくると思うんですね。その辺の検討はされましたかどうか。

○島袋義彦漁港漁場課長 南大東島、これは平成18年度の実績調査なんです
が、県内の漁船が年間を通して104隻が漁をされております。ほとんどソ
デイカの漁船ですね。県外が4隻ということで、地元も合わせると139隻の
漁があります。そういうことで十分に、前島委員がおっしゃるように完璧
ではないかもしれませんが、南大東島の漁港も十分に利用できるかと理解
しております。もし利用できない場合には、北大東島のほうに入港してもら
うということで、両方での漁港ということで理解しております。

○前島明男委員 これ以上お伺いしませんが、やはり南大東漁港があ
れだけ立派な港ができているわけですから、その利用度がもっと高まるよ
うな方法を考えていただきたい。そのためには防波堤をもう少し延ばして
もいいのではないのかということをお伺いください。

次に、24ページの陳情第127号の2ですが、地産地消に関連してですが、
ある情報を聞いてちょっと自分の耳を疑ったんですが、ゴーヤーの件です。
沖縄県でつくるゴーヤーはほとんど本土に持って行って、ウチナンチュ
ーは宮崎産のゴーヤーを食べさせられているんだというような話を聞
くんですが、その辺はどうなのか。実際に我々は一番新鮮な地元でつ
くるゴーヤーを食べられなく

て、県外へ出荷していて、沖縄県民は宮崎産やあるいは何か北海道でもできるそうですね、そういう県外からのものを食べさせられていると聞くんですが、その辺のところをちょっと話を伺いたいのですが。

○護得久友子農林水産部長 県外から一部入ることはあるんですが、約8000トンの生産がございますので、5000トン以上のほとんどは県内で消費されておりまして、その他の4000トンは東京都を中心に大阪府などに出荷されております。

○前島明男委員 僕が聞いたことは余り信用できないということですね。それはいいとしても、元農林水産部長の当銘委員がおっしゃられたように1万5000トンの計画ですか、そういう計画もあったようですから、もっとやったらすばらしい夏場の野菜ですし、もっと生産を上げるような努力をしていただきたいということだとめます。

それからモズクなんですが、世界の生産量と言ったらちょっと大きいかもしれませんが、太いモズクがありまして、細いモズクは韓国あたりでもできるようですけれども、いわゆるウチナーモズクは98%、99%は沖縄県でしかできないんだと。よそでつくろうにもつukれないということのようですが、このようなすばらしいモズクが先ほどから話を聞いておりますと、当時1キログラム300円だったのが、今100円になって80円ぐらいまで落ち込んでいる。生産漁家がもうこれはやっていけないんじゃないかという話が聞こえるということなんです。原因はいろいろあると思うんですが、モズクの認知度がまだ全国的に足りないんじゃないかと思うんです。私たち県民はモズクを知らない人はいませんよ。要はモズクをいかに県外の人たちに知ってもらおうかと、すぐれたよい食材だからもっと知ってもらおうという認知度を高める必要があると思うんですが、上海とか香港とかにも売り込みに行ってますけれども、それも大事なんです、国内の地方に行ってもモズクってよい食材だと思わせるような、認知度を高めるような対策も必要じゃないかと思うんですが、そのための対策があればお伺いしたいんですが。

○護得久友子農林水産部長 モズクにつきましては約2万トンということで、ところがその2万トンで値崩れして価格は300円くらいということで業界の方が非常に苦しんでいるところがございますけれども、先の本会議のときにわかめは30万トンという話がございますけれども、やはりその販売のもと、力を入れなくてはいけないと思いますが、本土での認知度につきましてはやはり今大都市を中心にしたデパートとかで販売促進とかをやっているんですが、やは

り全国の例えば地方の都市とかそういうところではまだ十分になされていないと思っておりますので、今後そういったいろいろ消費拡大含めて認知度を高めるためのキャンペーンとかを地道にやっていかななくてはいけないと思っておりますし、それとやはり生モズクでは販売に限界があると思っておりますので、やはり加工、特に乾燥モズクをもっとしっかりやっていくことが必要だと思っておりますが、今各漁港、県漁業組合連合会含めて販売されていますけれども、一元化されていないという地元での課題がございますので、今後、大型加工施設の整備の計画も含めてやはり計画的な乾燥モズクなり、またモズクについてフコイダンとかいろいろ機能性の成分が含まれているということで、例えば健康食品とかサプリメントとかの可能性も非常に展開できると出ておりますので、そういったのを含めて観光関係をもっとしっかりやっていく必要があるだろうと考えております。

○前島明男委員 モズクを成分分析したことがあると思うんですが、成分の一番多く含まれているベスト3ぐらいを教えてくださいませんか。

○金城明律水産課長 今手元に成分分析の結果表を持っていないんですが、先ほど農林水産部長からも申しあげましたようなフコイダンとか、最近フコキサンチンという成人・白血病にかなり効果があるだろうと言われているのも研究されておまして、産官学でフコキサンチンの研究を進めようということのことしからやっているところであります。

○前島明男委員 モズクに関してのチラシか、パンフレットか、何かありましたら後でいただきたいんですが、この成分だとかモズクがこういうすばらしいものだというようなチラシか、パンフレットも恐らくつくられていると思うんですが、そういうのがあれば後でいただきたいと思っております。それと海ブドウなんですが、海ブドウも何か所かで生産しているんですが、その状況をお聞かせいただきたいんですが。余り芳しいいいニュースが入ってこないのどのような状況なのかその対策も、すばらしい食材ですから。

○金城明律水産課長 海ブドウの生産状況なんですが、平成18年度生産量が151トン、金額にしまして4億8000万円ほど、それから平成19年度これはまだ統計数値としては公表されておりませんが、我々の業務資料としてまとめたところ生産量206トン、生産額が5億8000万円程度というふうな状況になっておまして、年々生産量が伸びてきているという状況でございます。

○前島明男委員 最後になります。モズクですか、海ブドウとか、これ沖縄県でしか生産し得ない沖縄独特の食材、海の恵みなんです。そういうものも含めて、余りモズクも海ブドウも全国的には認知度がまだまだ低いのではないかと、そういう感じがいたします。そういうことでやはり早い機会に知事が先頭に立ってトップセールスできれば、モズク、海ブドウだけではないんですが、県産品のトップセールスを全国行脚して売り込むということも大事ではないかと。知事がいなくても担当部長あるいは担当課の職員あたりが、一遍北は北海道から九州鹿児島までその辺のセールスを漁業協同組合あたりと一緒にやって、何年か前にいろいろやったこともあるように聞いていますけれども、その辺のことも大事じゃないかと。生産者だけに任すのではなくて行政側も生産者と一緒になって、そういうセールスを一度はやってみる必要があるのではないかと思うんですが、そのことに関して農林水産部長の決意のほどを伺って終わります。

○護得久友子農林水産部長 やはり商品を伸ばすためにはキャンペーンが必要だと思いますので、可能な限り県外、各県でキャンペーン、予算の状況もごさいますけれども含めてやっていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 ゴーヤーの日があるじゃないですか。ゴーヤーの日以来、すごくゴーヤーはいろんな芸能関係であるとか、いろんなところからゴーヤーキャラクター関係とかかかわって、ゴーヤーが伸びてきたと思うんですよね。他の県産農林水産物の日ってありますか。

○護得久友子農林水産部長 マンゴーの日が7月15日、ウチナーニンジンの日が2月3日、それからトウガンの日、パイナップルの日が8月1日、そういう日をとらえて拠点産地と一緒にやって取り組んでおります。

○玉城満委員 これを皆さんの部署の中に啓蒙とか告知担当の役割どころをやっている方っておられますか。そういう部署がありますか。

○護得久友子農林水産部長 流通政策課という課がございまして、そういった農産物の販売促進、流通の強化ということで平成14年に立ち上げております。

○玉城満委員 今からこういうものを売るときには、いろんなキャラクターであるとか地元でカボチャマンとかいう自分たちが売りたいもののキャラクターをつくったりするじゃないですか。そういうキャラクターに対しての助成とか応援とかいうのは今後やっていく方針がございますでしょうか。

○金城栄子流通政策課長 流通を担当しているところなんですけど、今キャラクターの話がございましたが、今ちょうどパパイヤの消費拡大でパパイヤイベントをやっています。そしてそのキャラクターにぽぽちゃんというのがあります。これはインターネットで拾いますと、世界各地から名前を拾って一番語感のいい名前を拾ったところがありまして、そういうことでこのキャラクターをつくるのにも先ほど前農林水産部長の話のあった販売促進協議会が中心になってつくっている経緯はあります。今後もし必要などときにはそのような動きをとりたいと思っております。

○玉城満委員 ぜひ皆さんの分野にこだわらず観光商工部であるとか、他の部局ともネットワークを組んでいただいて、本当に県民がこれに注目するというイベント化するぐらいまでもう少し目立たせていただいて、やっぱり啓蒙、告知に関しては精一杯努力をしていただきたいと思います。要望いたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 今回の陳情17件のうち6件は八重山地区から出ております。そういうことで今議会でも補正予算で7412万3000円という農林水産部頑張っていたいただいておりますけれども、全体の6億5000万円からするとわずか12%というのはちょっと少ないかという気がするんですがいかがですか。

○護得久友子農林水産部長 国においていろいろ支援対策出ております。その中でやはり国と連携した形でもっと効果を出す支援の仕方ということも含めて7000万円ということで、非常に厳しい財政状況の中で出していただいたものと思っております。9月補正今計上中ではございますけれども、今後国の対策がもっと見えた段階でその辺含めて検討していくということになっておりますので、その中でまたいろいろ支援や対策を考えるのかと思っております。

○辻野ヒロ子委員 陳情第103号と第108号の2が同じ原油価格高騰対策に対する陳情で今9ページと17ページをごらんになりながら進めていきたいと思いますが、特に今回の陳情で強く訴えられているのは離島県の中の離島ということで切実な問題が結局要旨にあるわけですね。そういうことで各業種の内容を見ておりましたら、今議会の資料として見ていましたら県全体的な農林水産部の予算の枠のような気がするんですね。そういう中で本当に離島などの地方対策という面では考慮してもらえなかったというのは、とても気になりますけれどもその辺のことについて話し合いはなかったのか。

○具志保豊農政企画統括監 今回の補正は国の対策を活用するための予算です。船底を清掃して国の補てん事業に乗っかるというものと、畜産では、畜産というのは国の対策が結構厚くありまして、それで国の対策に十分厚みはあるものですから、県としてはいわゆる資金面の融資面の利子補給をするという形をとっています。ただ農業については国の対策が今肥料対策と出ているはいますけれども、どういう形の内容なのか詳細が見えないと。今後審議の中で詳細も見えてくると思いますので、今不足しているのはどっちかという肥料の補てん分これを今国に求めているところでありまして。そして国も項目的には見えるんですけれども、どんな事業内容なのかは今はっきりしないという状況であります。

○辻野ヒロ子委員 私もいろいろと資料送ってもらったり、入手したりしているんですけれども、その中でも結構いろいろな、例えば肉用牛の問題とか、補てんの支援の問題等追加資料などでどんどん出てきているんですけれども、そのあたりで今回の予算の件につきましても、もっと具体的に、例えばこういう陳情が出ている、そしてこれに対して処理方針このままでは納得できないという感じで、はっきり目に見える形で、例えばこういう支援ができますよ、皆さんこういうことでお困りでしたらこういう方法使ってくださいとか、そういう具体的なメニューをきちっと教えていただきたいんです。そしてそういう説明会とか、例えば八重山地区に入っていて、こういう陳情も出ていますので今回そういう説明会の必要性もあると思うんですがそのあたりいかがですか。こういうふうに出ていてこれどうなっているんだと、やっぱり地元では期待しますよ、その辺でいかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 国の対策についてもある程度固まった段階で、特

に畜産関係は国の農林水産省のほうからきて説明会を受けて、地元での説明会も一応やっております。それぞれの分野ごとにやっておりますが、やはり各地域、例えば市町村単位とかもっと周知徹底するために、もっときめ細かな説明会含めて農家に対する周知が必要だと思いますので、先ほども御紹介したんですがパンフレットとかいろいろな対策も出ていますが、十分整理というかまとまった形での資料がないものですから、できたらそういったパンフレット、リーフレットをつくってそれを含めて説明会をもっと細かくやっていきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 先ほど農林水産部長も今後、国に要請しているのもその動向も見ながらと処理方針にもそういうふうに書かれておりますけれども、やはり積極的に方針、方向を見てからではなくて、こちらからも積極的に働きかけてどういうメニューがあるのかということも国会議員の方たちを通してやるとか、資料を収集するとか、そういうことが必要だと思うんですよ。そうすることによってやはり今緊急事態ですので、特に離島の多い沖縄県に対しての支援ができないのかと思うんですね。それと関連しますので、例えば農林水産部だけの問題ではないと思うんですね。例えば環境問題としてさとうきびからバイオエタノールができますよね、そういうのも農業と関連してくるし、また地方の問題でしたら離島振興という観点からもくるだろうし、そういうのも含めて横の連携もとりながらもっと国に働きかけて取れるのを取っていくという意気込みが必要だと思うんですがいかがですか。

○護得久友子農林水産部長 直接補てんにつきましては私たちも予算の中で考えては見たんですが、なかなか厳しいところではあるんですが、今回燃油高騰の関係で安里カツ子副知事も一緒に燃油高騰の要請に行ったんですけれども、その中でやはり輸送関係の補てんについて要請書を出しておりますので、9項目農林水産部として出しておりますので、総合対策が見えない中でそういった要望を出して対策をしてもらうということでの行動はやっております。

○辻野ヒロ子委員 原油高騰についてはぜひ引き続き頑張っていただきたいと思っております。

次に、陳情第104号、第106号、第109号、第111号です。これはやっぱり肉用牛は先ほどもお話がありましたように県内の42%を占めるという八重山地域ですので、やはり畜産といえば石垣牛というふうに今ブランド化しております、人気を呼んでおります。そういう中で暴落して今厳しい状況にあるということ

で今回陳情が出ていると思うんですけれども、その中で9月24日に拠点産地として認定いただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。これを弾みにまた落ち込んでいる皆さんが頑張ってくれればと思っておりますけれども、その輸送体制についてですけれども、陳情に出しておりますように、実は9月の27日にも輸送中に3頭の牛が死んでいるんです。それで3年前にも60頭という大きな痛手があったんですけれども、そのときにも保険を掛けさせたり改善しているんですけれども、競りの日程と輸送の船の便の都合がなかなかつかなくて、例えば競りが終わって1週間競り市でそのまま置いてやせて病気をしたとか、輸送中に死んだとかそういうことがないように船会社ともきちんと話をさせていただいて、もちろんJAおきなわを中心になっていただきますけれども、そのあたりをやっていただかないことにはバイヤーも今厳しい状況でやっていますので、県の考え方はいかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 やはり今そういった御説明がありましたように、競り日と輸送の船と合わないということでそういう事態がありますので、競りについては県内、沖縄本島北部地区のほうから各宮古地区、八重山地区までの競りがずっと本土からのバイヤーが参加できるような形の競りの開催日がございますので、その辺も含めてやはり離島についてはそういった問題がございますので、JAおきなわを含めて競り日と買った牛が早く本土に持って行けるような形での調整を今やっておりますので、そういう意味ではできるだけそういった改善ができるような形で取り組んでいきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 これ大事だと思うんです。やはりバイヤーにしてみればやっぱり高値で買ったりするわけですから元気な姿で受け取りたいという思いはあると思うんですね。そういう意味でも先だって石垣ではそういう購買者の皆さん20人から要望を聞くということで、いろいろとそのときにも話し合われておりますけれども、そういうことを県の方も一緒になってぜひ考えていただきたいんですね。この輸送の問題は先ほどの答弁で1頭当たり2万2500円という補助がもらえるということですが、やはりこれも大変皆さん努力して県の皆さんもやっていただいているんですけれども、今、有村産業もありませんで琉球海運が今頑張っていますけれども、そのあたりをもっと細かく一緒になって詰めていただいて、本当に元気な石垣牛が送れるように皆さんも頑張りたいと思っております。その件まず要望して申し上げますけれども、農林水産部長の見解が聞けたらお願いします。

○護得久友子農林水産部長 やはり現在実情ですね。しっかり調整して可能な限りそういった形で本土のバイヤーの方が買いやすく、沖縄の子牛が非常に東北地方のほうでいい成績を出しておりますので、やはりしっかり、早い、ストレスのないような流通も含めて検討したいと思います。

○辻野ヒロ子委員 先ほど当銘勝雄委員からありましたように、無登録牛の700頭というのは畜産課長も頑張っているいろいろなやってらっしゃるようですね。それに含めて高齢牛も多いんですね。人間と同じように高齢化してしまって高齢牛の問題も出ておりますが、その淘汰したときの支援ですね、先ほど計画的にということおっしゃってはありましたけれども、具体的にもう少し教えていただければお願いしたいんですね。

○赤嶺幸信畜産課長 高齢牛の支援策としては、沖縄県肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業というのがあります。その中で外部から優良な雌子牛を導入した場合には4万円の助成があります。それから自己保留で自分の経営内の繁殖牛に対して上げる場合、それから同じく経営内入れた場合に対して譲渡した場合、ある一定期間—1月から12月の期間に期首よりもいわゆる期末後に譲渡している場合に対しては1頭当たり8万円の補助があります。それを利用してもらって、いわゆる高齢牛は淘汰してもらおうというような考え方をしております。そして高齢牛も一特に申し訳ないんですが、八重山が非常に多いんですよ。放牧場とか中心にしたところがあるんですけども、相当な数おりますので、15歳以上でも約1500頭ぐらいおりますので、それ以外に10歳以上とかいろいろと数千頭になりますので、これについても無登録牛とあわせまして地元と年度計画立てまして、国の緊急対策事業も利用しながら特別な支援策も創設して、年度別に細かく対策を講じていこうと考えております。今頭数的には地元と調整しているところです。

○辻野ヒロ子委員 今回拠点産地に認定されましたけれども、認定されるということはどのような措置がなされるのか、大まかで結構ですから教えていただけますか。

○赤嶺幸信畜産課長 9月24日に晴れて拠点産地、畜産では第1号なんですけれども、我々も関係者も大変喜んでるところなんですけれども、それを契機に八重山地域、特に石垣の肉用牛が脚光を浴びるのではないかと思います。拠点産地の認定を受けて我々の助成措置なんですけれども、まず地元からは、現

在、畜産研究センターで北福波というすばらしい牛がおりますので、その精液をひとつ計画的に配付してくれという要望がございます。これも拠点産地のブランド力をつけるために我々も計画的に配付しようという考え方をもっていきます。それからもう一点は三大牧場のほうでまだ草地開発ができるところが残されておりますので、そこについても地元から何とか草地事業を導入したいという御要望がありますので、それについても積極的に支援をしていきたいと考えております。あとソフト面なんですけれども、せっかく拠点産地化しておりますので、改良面が重要になりますので、畜産研究センターから専門医を派遣しまして改良に研修のようなものも計画させていただいております。

○辻野ヒロ子委員 ありがとうございます。赤嶺畜産課長と一緒に知事の公聴会も黒島と一緒に行かれましたけれども、本当に黒島のほうも八重山の3万6000頭のうち3600頭という1割は黒島で肉用牛頑張っているんですが、そういう意味も含めて今回の拠点産地で今おっしゃられた3つのことをぜひ実現に向けて、もちろん農家の皆さんも自助努力が必要ですので、そのあたりはまたお願いしながら県のほうの支援をよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に30ページの陳情第139号についてお尋ねしますけれども、その中に森林の適切な管理や造林、保育、収穫等には林道が必要とあり、計画的な整備を求めていますけれども、林道整備計画の基本的な考え方についてお聞きしたいんですけれども。

○護得久友子農林水産部長 林道につきましては木材の収穫や造林、保育、間伐等森林の施業を効率的に実施するために大変必要でございます。それからヤンバルの山村地域の雇用の場の確保、定住化を図るために整備しなければならない必要な生産基盤として考えております。またヤンバルの森林につきましては多くの希少な野生生物が生息する重要な地域であると認識も持っておりますので、今後そういった区分ごとにしっかり環境の保全にも配慮しながら進めていきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 今農林水産部長から基本的な考えをお聞きしましたけれども、その計画策定をどのように今後進めていこうと思っているのかというところまでお聞きしたいんですけれども。

○護得久友子農林水産部長 森林の林道の整備も含めまして林業の振興につきましては地域森林計画というのがございますので、その計画の中でしっかりや

っていく必要があると考えております。

○辻野ヒロ子委員 そうすることによって、地域振興がどのように図られるのかということまでお尋ねします。農林水産部長の思いをお聞かせください。

○護得久友子農林水産部長 林道を整備することによりまして、森林組合等が施業するに当たって木材の搬出の経費が安くなるとか、そういうことでそういった林業者の所得の向上が図られるということでございます。それから森林での造林とかそういった保育が非常の容易になって施業が促進されるということと作業の効率化とか雇用の確保につながっていると考えます。また雇用の場の確保ということではヤンバルとかそういった過疎地域での定住化が図られるということでもあります。今後の一つの方向として森林レクリエーション等を含めた新たな利活用も今後観光資源とかそういった方向での利活用も考えられると思っております。

○辻野ヒロ子委員 この問題いろいろ賛否両論あるんですけども、県の林業に対する思い、農林水産業ですのでその林業の大切さも私たち認識しながら、また今後考えていきたいと思っております。

最後に陳情を出しています沖縄県の森林組合連合会のパンフレットを入手したんですけども、その中で県産の木材を使ったいろいろなものがあるんですね。そういうのをもっと販売して、組合も余力がないと聞いておりますので、そういうのもピーアールをしながらぜひ頑張りたいと思っておりますが、最後に農林水産部長に林業に対する思いをお聞きして終わりたいと思っております。

○護得久友子農林水産部長 林業につきましてはやっぱり農林水産業の柱の一つでもございます。ヤンバルの山は昔は、北部3村につきましてはやはり木を出して那覇のほうにタムンということを出して生計を立てていたところなんですけど、最近は林業をする人が少なくなっております、山のいろんな管理とか、荒れているところもありまして、やはり適正な森林の管理によって保全すべきであると考えております。もちろん自然環境にも配慮した形で今やっておりますので、必要最低限度の林道整備も含めて進めていきたいと思っております。それとやはり最近の燃油高騰含めて地球環境の問題からしますと、外国から安い木材が入ることによって国内の林業、非常に厳しい状況にございますけれども、また燃油高騰の問題からして最近木材の見直し、例えば燃料としてチップでボイラーの燃料にしようとか、そういった動きも国のほうでは進んでおりま

して、それとやはり地産地消含めてリュウキュウマツとか、沖縄には本土にないソウシジュとか非常に特徴的な樹種もございますので、また森林組合の中でそういった板材として結構需要がございますので、そういったのを含めて加工業の推進とか含めて、やはり今後の需要は外国からの木材の輸入もだんだん厳しくなると聞いておりますので、今後ますます国内の木材の需要も高まってくるんだらうという期待を持っておりまして、そういう意味ではそういった加工とか含めた机とか腰かけ、県産材利用したそういったものも振興していきたいということで、そういった組織に対しての支援もしっかりやっていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 林業関係の事業費とそのうちの林道整備事業費の割合というか、比較してもらえますか。

○長間孝森林緑地課長 平成20年度の林業関係予算は29億6317万円でございます。そのうち林道費の予算は3億8746万円でございます。全体の13.1%になっております。

○瑞慶覧功委員 去る7月28に、経済労働委員会でヤンバルのほうを視察してきましたけれども、やはり現状を見たらやっぱりちょっと皆伐とかそういう現場も見ましたけれども、やはりもう少し配慮してほしかったという思いがしました。そして余りにも道がすばらしすぎて、きれいなんですけれども、ああいふ山の中であんなにきれいな道が必要なのかと思ったりもしたんですけれども、確かに、特に国頭村はそういう林業に依存するとか、そういう地域でやはり視察の後の懇談会の中でも役所の皆さん、森林組合の歴代の役員の皆さんとか、ややもすると委員会の視察調査がやめさせに来たというような反応で、タッチするなどの意気込みだったんですけれども。やはりそれだけ生活に林業の果たす役割というのは大きいと言えると思うんですけれども、しかしやはりこれからそういった環境問題、渡久地委員からありましたけれども、本当にこれまでのようなやり方、今後見直していく必要があるのではないかと率直に思いました。やはりそれにかわる国頭村の本来の林業、生産物、木材もそうですけれども、さっき上里委員からもありましたけれども、新たな商品開発も必要だろうし、今そういったのはどこでやっているんですか、そういった林産加工

品を研究している部署というか、そういうのがありますか。

○護得久友子農林水産部長 林業そういったいろんな利用も含めて名護市のほうに森林資源センターというのがございまして、こちらのほうでいろいろ研究しております。

○瑞慶覧功委員 コアラのユーカリのえさも送っているという場所も見たことあるんですけども、やはりこれからせつかくあれだけの面積あるわけですので、そういう中でキノコ類とかキノコもそういう林業の副産物として林業の項目に入っているわけですね、これはどういった種類がありますか。

○長間孝森林緑地課長 キノコ関係でございますけれども、現在、沖縄県で栽培されているのはシイタケ関係、それから広葉樹のおがこを活用したブナシメジというのが生産されています。それからエノキダケも生産されております。それからクロアワビダケというものも一応生産されておまして、特養林産についても力を入れて取り組んでおります。

○瑞慶覧功委員 やはり今後もいろんな視点でそういった森林を生かしながら、林内で作物として育つものがあるんじゃないかと思ったりするんですね。あれだけあるわけです。アマゾンのほうで焼き畑からいろいろな作物、コショウとかカカオ、コーヒーとか、欲張らないで長い目でという形で、今それが広がりを見せているという話も聞いているんですが、最近テレビでもあったんですが、温暖化で果物とかだんだん北上していると。ということは沖縄は熱帯にだんだん変わっていくのかなと。そこら辺も冗談抜きで、ああいうのを見ていると考えないといけないと思うんですが、そういうのも参考にしながら研究も進めていって、林業の発展につなげることが大事じゃないかなと思います。

あと1ページの前島委員からも質疑がありましたが、私たち会派の視察で9月2日から3日に南大東島に行ってきました。話には聞いていましたが私は初めて行ったものですから、やはり全然想像できなかったんですが、漁港も3カ所大きいところがあるんですが、やはり風向きによって全然船着きができないとか、そういうのをやっぱり行って初めて感じたんですが、しかしどこへ行ってもすばらしい漁場というか、どこから釣りをしても釣れるらしいんです。だけど1匹しか釣ってはいけないと、結局食べる分しか。でも裏を返せば本当に製氷施設や貯蔵施設がちゃんとしていけばストックできるわけですから、もっとさとうきびだけじゃなくて漁業も発展するすばらしい要素を含んでいるん

じゃないかなと感じました。それで製氷施設の容量の規模は何に基づいて決められるのでしょうか。

○金城明律水産課長 基本的には地元のこれまでの氷の利用実績をベースにして、遠い将来でも困るんですが、将来の伸びを見ながら決定していくということでございます。

○瑞慶覧功委員 魚1キログラムに対して氷の量は何か基準があったと思うんですが。

○金城明律水産課長 特に魚1キログラムに対して氷幾らというやり方ではなくて、氷を使用している実績、現在老朽化をしておりますが製氷施設がございまして、その出庫量というかそういう実績から計算しております。

○瑞慶覧功委員 昔タッチしたことがあったものですから、そしたら東京都との比較で言われたんですよ。それからすると北谷町は幾らだと、でも夏場はどうしても足りないわけですよ。だって東京都の溶ける量と沖縄県とでは温度差がありますから。そういうのでいろいろけんけんごうごうした覚えがあるんですが、やはり先ほど前島委員からもありましたが、将来の展望を持った容量をつくらないと、ただ今の段階からすると将来それでもっと頑張ろうというものができないといけないと思うんですよ。特に離島ですから、やっぱり港も3カ所ありますので、これから必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、貯氷、冷凍施設がだんだん発展していきますと。そういったところを含めてこれから製氷施設を設置する場合は将来の展望を持ちながら設置したほうがいいんじゃないかと希望します。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 1ページ陳情第37号。今南大東島の漁業協同組合の件で質疑したいと思っております。先ほどから各委員からいろいろな話、氷の問題、また港の問題で先ほど説明で、港の護岸整備で80メートル縮小しましたよね。その説明の中で、琉球大学の先生方の学識経験者の調査によって縮小したと説明があったんですが、これは地元の希望として縮小したのか、地元は当初の予算どおり工事してほしいという声があったのか。

○島袋義彦漁港漁場課長 第3防波堤ということで今御質疑は航口の防波堤だと思いますが、当初計画では約200メートルを計画しています。それに係る費用が約50億円ということで契約しています。平成15年度に南大東漁港第3防波堤検討委員会を設置しまして、そのメンバーは琉球大学の先生と水産工学研究所のある東京都の先生とか、早稲田大学の先生方6名の委員を選定しまして、検討した結果、その委員会では模型実験や構造の設計とか波浪の調査とか、そういったことを3年間かけまして、平成18年度の最終段階でその検討委員会のほうから答申がきました。そのときに200メートルを施工した場合には膨大な費用がかかると。計画は50億円だったんですが、委員からの指摘としましては約180億円を要するということになりまして、費用対効果の問題から施工できないということが出まして、じゃあ延長は小さくしてそれにかわる分だけを北大東島に転嫁したらどうですかということで提案があつて、その提案に基づきまして南大東島の防波堤は縮小しまして、その費用で北大東島に転嫁するという方向で決定しています。

○中川京貴委員 まず基本的にこの南大東島、北大東島の地理を知らない人たちが、漁業の振興第一次産業に対して費用対効果を持ち出すこと自体間違っていると思います。費用対効果でできるものは第1次産業すべてにおいて1つもないと思いますから。そういった意味では、南大東島に住んでいるウミンチュの声を聞かないで学識経験者だけでそろばんをはじいて設計するということが間違っていると思います。その証拠にお聞きしますが、沖縄県で漁港を整備してやっぱりだめだったと再度工事したことがありますよね、何カ所ありますか。沖縄県の離島において、沖縄本島でもいいです。漁港を整備した後に、ここは渦が巻く、満潮干潮にはどうなる、その結果西風のときには大型船が入れないとか、それで再度工事したことがありますよね、ないですか。

○島袋義彦漁港漁場課長 確かに漁港を整備する場合には漁船、使う隻数を対象にして航口とか設計をするんですが、確かに修正する場合の事例もたくさんあります。その場合には港を大きくした場合にじゃあどうするかということで検討しますので、全然使わなかったということはないと思うんです。

○中川京貴委員 そういうことじゃないです。漁港を整備しますよね、そのときに水が入ってくるが抜けるところがないのでバウンドするとか、ここに住んでいる皆さん方が一番よく知っているんですよ。そこで、こうしてほしい、あ

あしてほしいという要望を聞かないで数字だけはじいて、いざ工事をやりました。それから五、六年もたったら二、三メートルの波で船が港に入れないという状況が過去にあったと思うんです。その後に工事した例もあるんですよ。僕が言いたいのは、それを縮小したことによってやはりあと40メートル延ばさなければ、ここに書いてあるとおり北風の波が高いときには漁船の出入りが厳しいと、そういう理由で工事するはずなんですよ。しかしながらあと40メートルあれば済んだのになど。追加工事するときには倍かかるんですよ。今の工事だと船もバージも全部ここにいますので、それを再度工事になりますと、その予算が大分かかると思うんですよ。するとさっき漁港漁場課長が言ったようにこの50億円の国と県の補助率を言ってください。

○島袋義彦漁港漁場課長 漁港整備事業の場合には、事業によって多少違うんですが、大東漁港の場合には国庫補助率90パーセントです。県が10パーセント負担しています。

○中川京貴委員 ですから先ほど前島委員、瑞慶覧委員も現場に行って、南大東島の現場を調査したと。私はまだ現場に行っていないんですよ。ただ調査してきたという声がありまして、またいろいろ漁民とも話ししてきたと思うんですよ。そういった意味で漁港というのは学識経験者はもちろん必要かもしれませんが、やっぱりその漁業協同組合の人たちの声が一番大きいというのはニングッチカジマーイとかありますよね、この北大東島、南大東島というのは一南北大東島の皆さんだけじゃなくて、東海岸だけじゃないんです。西海岸もソデイカ、セイイカをとりに行くんです。しけたらそこで避難したり、実際にこの近くで転覆した船もあるんです、四、五年前に。業界の人たちは多分知っていると思うんですが、そういったときに天気が崩れるからこそ避難するんであって、そのときに漁港に入れなかったら何の意味もないんですよ。本当にこの防波堤の縮小がどういう結果が出るかなという不安はあります。ですから1回は調査をしに行こうと思っています、漁民の声はどうなのか。それについてぜひお願いします。これで本当にいいんですか、追加工事は出ないんですかということですよ。

○島袋義彦漁港漁場課長 南大東島の防波堤の工事につきましては、現計画ではできないと思います。その分だけ県内の漁船が利用する場合には、今から来年あたり北大東島のほうに整備しますので、地元のほうからすれば多少不便かもしれませんが、県益とした場合には十分対応できるということで、県としま

しては北大東島のほうに転嫁しているということで整備しております。

○中川京貴委員 それとさっきの氷の補充の件もそうなのですが、港を整備してこれからソデイカ漁、県の漁業を推進していこうという立場から考えますと少し後向きかなと。瑞慶覧委員も言っていましたように、二、三トンの氷でこれからどんどんそれがふえてきたときにまた製氷機を設置するという形になるんじゃないかなという気持ちがあるんです。ぜひそれをお答えをお願いします。

○金城明律水産課長 先ほどから申し上げているように、実績を見て当場の将来の伸び率を見ながら規模の決定をしていくわけなのですが、実は地区外船の氷の需要というのを地元の南大東村でも全く把握していなくて、皆目見当がつかないという状況があったものですから、今回そういう規模にしております。漁港の利用状況を見て、氷の需要がもっとふえるのであれば、それはそれなりに増設をしますということで南大東村の方々とお話ししているところです。

○中川京貴委員 4月2日にこの陳情が出ていますよね。今その方向で進めているはずなのに、そういう陳情が出るのはどうしてかなと。その理由、要するに氷をつくるんですよ。港も整備します。陳情が出ていますよね。その理由は何か。

○金城明律水産課長 確かにこちらから行く漁業者の方々は氷がほしいというのはあるのですが、港側の漁業者の関係で要請が出ているんだろうと思いますが、その時点で氷の規模や製氷施設の規模とか、地区外船への供給、地元がどのくらい使っていて地区外船にどのくらいの量を供給できるかということをも多分把握しておられなかったと思うんですよ、八重瀬町議会の方々は。それでこういう要請が出ているんだろうと思います。

○中川京貴委員 ではこれで十分だと認識してよろしいんですね。氷2トンから3トンで十分だということ。

○金城明律水産課長 当面日産2トン、貯氷3トンで地区外船の分も需要を満たせるだろうと考えております。

○中川京貴委員 わかりました。じゃあ次の林道工事の件です。先ほど林道の件で渡久地委員、またいろいろな委員からも出ていましたが、実際現場を経済

労働委員会で見てまいりました。僕も瑞慶覧委員と全く同じ考え方で、林道建設というのは必要だと思っています。説明も受けましたが、ただ工事に当たって感じたのは、今まで流れている沢をとめて自然形態を崩したりしているところも何カ所もありました。その後の工事でマンホールで川をそのまま残したりするところもありました。僕はぜひこれからの工事においては、計画されていると聞きましたので、ぜひそういった沢や自然を壊すことのないような林道建設をしていかなければ、やっぱり現場を見た人はショックを受けるところもありました。僕は行った人みんなそう感じたと思います。それをぜひ県としては工事に当たって慎重にさせていただきたいのと、せっかくここまでつくって、あと二、三年もとまったらこの林道の意味がないと思うんですよ。この道路は今ここに書かれています、環境への配慮をしながら、その結果が出ていつごろから再度工事を始めるのかお聞きしたいと思います。

○護得久友子農林水産部長 今回中断している林道については調査をいたしておりまして、調査は終わっておりますが、その検証につきまして委員会を立ち上げておりますので、その委員会の中で検討して、できましたらことしの11月下旬ごろまでにその方向性を出すというスケジュールになっておりまして、現在委員会の予定として10月に1回、11月に1回開く予定でございます。

○中川京貴委員 ぜひそういう調査結果を踏まえて、精いっぱい、できる限りのことをやっていただきながら、ここに書いてある90種類も確認されたということもありましたので。さっき説明では移動させるとかいう話がありましたが、自然動物はそうすること自体で死ぬと思います。これからの工事はそういったことが予測される場所ですので、ちゃんと調査して、こういう林道工事は続けてやっていただきたいなと申し上げておきます。

それと次のページお願いします。9ページの陳情第103号と陳情第104号、陳情第106号も関連して、原油高による県、国の補助ですね。先ほど辻野委員からも話がありましたが、補正額5億円にしてみれば7412万円の予算計上は少ないんじゃないかということで質疑をしたいと思います。9ページの①から⑤までありますよね。9月補正として歳出予算7000万円計上していると。その中の②の配合飼料、肉用牛の予算は幾らですか。家畜10件のうち3件は予算化したとかありましたが、この②の説明がなかったと思います。この予算は幾らですか。

○赤嶺幸信畜産課長 ②は今回国が講じた738億円のうちの配合飼料と肉用牛

の安定制度ということで掲げてあります。

○中川京貴委員 この件はちょっと聞きたいんですが、738億円というのはえさの配合飼料に対する差額の保険だと思うんですが、これは農家が万が一のための保険を牛、鶏、豚の配合飼料に対するえさの価格が上がったときに対する保険としてかかっているものだと思うんですが、この保険に入っている農家と入っていない農家の人数を教えてください。

○赤嶺幸信畜産課長 配合飼料価格安定制度で、加入者は1592名です。内訳として肉用牛農家が1293名、乳用牛が97名、養豚農家が134名、養鶏が68名となっております。

○中川京貴委員 この1592名に対する配合飼料の補助が適用されるということですか。

○赤嶺幸信畜産課長 配合飼料の安定性の拡充というのが、中川委員がおっしゃったような意味であります。加入農家に対しての補てん金が支出されてくるということです。

○中川京貴委員 この加入農家に対しては国は補てんします。じゃあ県は加入していない方々をどうするつもりですか。

○赤嶺幸信畜産課長 配合飼料価格安定制度に加入していない農家も、今回の緊急対策事業の中では助成の対象になっております。9つほどの対策事業を国のほうで今回講じてもらっているんですが、肥育牛の1つの事業だけ、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業というのがあるんですがこの1つの事業だけ除いて、あとの事業については配合飼料価格安定制度に未加入の畜産農家も支援の対象になっております。

○中川京貴委員 この肥育の1件については該当しない理由は何ですか。

○赤嶺幸信畜産課長 これは国の基準で決められておりまして、配合飼料価格安定制度の中に参加していない農家については、この1つの事業だけは除外されております。理由はこちらのほうも詳しく把握していないんですが、配合飼料価格安定制度が一沖縄県もそうなんですが一国内で流通している配合飼料の

ほとんどをこの制度でカバーしていると。というと今回のような配合飼料価格高騰のときに、配合飼料価格安定制度の交付金が相当交付されますので、それで何とか影響緩和を図ろうと。その結果、日本あるいは沖縄県の畜産経営を支えているという背景があって、配合飼料価格安定制度に加入している農家に限るということになっているんじゃないかと私は考えております。

○中川京貴委員 この配合飼料価格というのは、農家がみずから保険料を払って保険を適用させているわけですね。もしこの保険に入っていない農家は、沖縄県の1592名のうち何名いるんですか。

○赤嶺幸信畜産課長 未加入農家は2495名います。この価格安定制度には該当しません。

○中川京貴委員 じゃあ農林水産部長にお伺いします。この方々はどうしますか。県は新聞等でも配合飼料を何とかいろいろ補助して農家を守りますと言っているんですが、私が聞いているのは、これは農家がみずから保険に入って国の事業保険を受けるだけなんです。今この保険に入っていない方々が2400名いると畜産課長がおっしゃいましたよね。この2495名の農家、畜産業を支えている方々を県はどう支援策を考えているのかとお聞きしているんです。

○護得久友子農林水産部長 今回の緊急対策につきましては保険の未加入者についても支援するという事になっておりますので、約90パーセントの補てんという高い割合ということで、これまで保険制度に加入してない農家についても、今回の緊急対策では一応見ますということであります。

○中川京貴委員 わかりました。それをお聞きしたかったのでこの質疑はもう終わります。それと9ページから12ページまで全部絡むんですが、先ほど農林水産部長の説明で経過処理方針等の中で、JAおきなわではとかいう言葉が4回出てくるんです。後でチェックしてくださいね。私が聞きたいのは、JAおきなわが中心になるのはいいんですが、県が積極的にこういう支援策をしないと、今一番苦しいときに先ほどの説明を受けても、例えば金利の補てんや借入金の予算化もしていますが、果たして農家が使い勝手がいいかということなんです。本当に農家が望むのは今日の前の苦しい時期を、もう家畜業をやめるのかやめないのか、それとも借り入れが厳しくて、例えば金利の高いところから借りて目の前のえさ代を払うとか、どんどん雪だるま式に借金がふえるとか、

農家はいろいろ苦しいという相談を受けています。そういった意味では5億円の中の7000万円というのは、先ほど辻野委員が言ったように少ないのではないかなど。そして説明がありました、これから国の第1次産業に対する支援策が今から出てくると。国のほうの補助金が多く出てくると。県はその動向を見て対応したいという説明でしたが、僕は沖縄県は沖縄県独自で早目にその対策に取り組むべきだと思うんですがぜひお答えください。

○具志保豊農政企画統括監 今国は国会に農林水産関係の補正予算を総額で2602億円、内訳としまして非公共で1510億円、公共で1092億円ですが、その中で特に水産については燃油補てんの分、既決予算でも85億円が全国総額であるんですが、不十分だということで550億円追加補正を出しています。畜産関係については既決の予算でも保険制度それから緊急対策を含めて、十分ではないにしろ結構手厚くやられております。今我々が見えないというのが農業の肥料代ですね。これが一体全体直接補てん的なものになるのかどうか、これが見えないと。だんだん国会審議の中でも明らかに、恐らく政局が流動的ですので、成立するかどうかもう危うい状況の中で、国も情報開示を渋っているのかなど。もし出てきて県を経由する予算になるのか、あるいは国が直接補てんするのか、この辺の仕組みがまだ見えないということで、今我がほうとしては肥料を節減するような農法や省エネ型の機械や、その辺のものに県単予算を計上しているという状況です。

○中川京貴委員 今の農政企画統括監の説明では、今国が抱えている補正が通らなければ執行できないということですか。これが補正が通ったと仮定していつごろから執行できる予定ですか。

○具志保豊農政企画統括監 国の予算が直接支出されるのか、あるいは県の予算に經由して支出されるのか、この辺によっても違うと思うんです。例えば水産関係の燃油の場合は直接国の基金から支給されます。県の予算を經由しないで。ところが肥料関係とかの事業が県に補助して県が何がしかの裏負担をつけて事業者にするという、県を經由して予算化されるのか、この辺がちよっとわからないと。直接肥料に対する補てんの予算なのかという、项目的には肥料対策とかに見えるんですが、どういう仕組みのものかというのがまだ見えないという状況です。県を經由するのであれば、県は当然11月補正で予算計上して執行という形になります。

○中川京貴委員 こういうのを今国会でやっているわけですよ。県を經由するか直接するかというのを。今度補正でやるわけですよ。それを開示して、与野党関係なく国会議員を通して、今の農政企画統括監の話では年内には予算執行できないということですよ。

○具志保豊農政企画統括監 国の予算が成立すれば、国の予算から直接肥料に対する補てんが出るのであれば、国の予算が成立すればすぐ可能です。今それが国の予算で直接補てんするのか、あるいは県の予算に乗っけて支出するのか、その辺の仕組みがまだわからないということと、それと肥料対策が直接補てんが入っているかどうかも今のところわからないと。水産の燃油については、既決でも85億円補てん予算がありまして、既に沖縄県から1億円幾らか申請しています。そしてさらに補正予算では550億円の追加があるとしますと、これは国の予算が成立しますと国の基金から出てきますので、県の予算は經由しませんので、国の予算が成立すれば即支出されるという状況になります。

○中川京貴委員 もしその予算が成立して一番早くできるとしたらいつごろの予定ですか。もし否決された場合にはこの予算は棚上げですか。

○具志保豊農政企画統括監 国の補正予算の件ですよ。これは国の予算が成立しなければ結局予算化されませんので棚上げです。

○中川京貴委員 じゃあもし成立した場合は農家のためになるのはいつごろですか。

○具志保豊農政企画統括監 ですから先ほど来申し上げていますように、補正予算が成立しなければ当初予算まで待つかですけどね。県の予算は皆さんが協力していただければ、9月補正は可決しますので、可決したら速やかに執行するということです。

○中川京貴委員 わかりました。最後にいきます。26ページ陳情第131号ですが、これも委員の方からたくさん質疑が出ていましたが、この陳情の中に魚の盗難とか損傷とかということが出て、今回これは県の経過としては調整していきたいという話なんですけど、これは泊いゆまちの件で出ているんですが、仲買人はやはりいいもの見て、少々高くても消費する方に売るためには高くても買い上げる場合があるんですよ。もしこれが見られないとなると、今までのバラ

ンスが崩れると思うんですけどね。先ほどの農林水産部長の説明では、それも相談しながら進めていきたいということでしたが、それは見られるようになるんですか。

○護得久友子農林水産部長　そこにつきましては管理者である開設者と調整ということであるんですが、話し合いをして双方納得いく形で魚が流通できる形で話し合うように私たちは指導するという事です。

○中川京貴委員　一つはきょう委員と執行部の答弁を聞いていて感じたのは、もし泊いゆまちができなくなれば、ほかの競り場も全部できなくなると思うんです。保健上とか衛生上とか言うんだったら。ほかの競り場を下見しながら一般のお客さんも魚を見ることができるようですよ。仲介人が買って譲ることもやっていますよ。いゆまちだけがこういう規制になるのはどうかなと考えているんですが。

○金城明律水産課長　泊の魚市場は地方卸売市場という位置づけになっております。それから委員のおっしゃるような各漁業協同組合の市場のことだろうと思いますが、あれはその他市場ということで、あれは届け出制、泊市場は知事の許可を受けた地方卸売市場という位置づけになっておりまして、取扱量、市場関係者の数が全く違いますので、やっぱり衛生管理上とか先ほどから出ております損傷、盗難の問題というのは、ほかの市場とは全く比べものにならない状況がございますので、それから先ほどから下見をできるようにするのかというお話ですが、これは県のほうからこうせよという法的な権限に基づいた指示というのは実は出せないんですね。午前中もお話し申し上げましたが、卸売市場の業務規程、沖縄県漁業協同組合連合会の業務規程がございまして、具体的な規程の内容を申し上げますと、市場の秩序の保持あるいは市場の冷気の保全、こういうのを図るため必要があれば市場の関係者に対して入場制限あるいは必要な措置をとることができるという規定がございまして、沖縄県漁業協同組合連合会としてはこの規定に基づいて、本来あるべき姿にしたいということをおっしゃるわけですが、一方、小売人の方々は従来やってきた商売の形態が大幅に変わってしまうので、下見だけでもやらせてもらえないかと。それは顧客の品ぞろえの関係で下見だけでもやらせてもらえないかと要望がございまして、要望の中心は顧客に対する品ぞろえですね。欲しい魚が見られるようにしてほしいということがございますので、それからどうしても競りの中の市場じゃなくても競り後の魚の流れを工夫すれば可能かなと考えられますので、そういう話し

合いを考えているところです。

○中川京貴委員 今の水産課長の説明を聞くと、魚を見ることもこの事業主はさせないという印象を受けたんです。それじゃあ困るということで陳情が出ているんです。これは各会派に来ていたと思います。それを今後ルールづくりをしてできるようにしてくれませんかという話し合いなんです。だから委員の皆さんがそういう話をしたと思うのです。しかし、今の水産課長の説明では県は口を出せません。今の説明でいうとこれがそのまま進むと、これまでのようなことはできませんと言っているがそうなんですか。

○金城明律水産課長 沖縄県漁業組合連合会が、泊魚市場の有限組合なんです。ところが小売の方々に通知をしている文書を見ますと、平成21年度以降は下見も遠慮してくれという内容になっております。

○中川京貴委員 ですから陳情が出ているんですよ、それではどうするかという話し合いをきょう、朝から各委員がしているんです。しかし水産課長きょう午前中の説明では話し合いをしながら見るという説明だったと思いますよ、どんなでしたか。だからその辺をはっきりさせておかないと、知事が許可を与えるんですからね。そういった意味で話し合いはできるはずなんですよ。これ明確な答弁してください。そうしないとこの陳情について私たちはどうするかということなので、明確な答弁をいただいてから審査に入りたいと思います。

○金城明律水産課長 実は午前中の説明も言葉が足りなかったかもしれませんが、同じような説明をしたつもりではあったんです。基本的には法令に基づく開設者への命令とか何とかというのは法令違反でもない限りは県からそういう命令をすることはできません。ただ指導としては小売の業者の方々がこれまで水産物流通を担ってきたということもありますので、その方々の商売の仕方が激変しないようにということで、両方の市場と小売の方々の話し合いの場は県も一緒になってやっていきたいということでございます。

○中川京貴委員 ぜひ、水産課長が言ったようにルールづくりをして仲買の方々が激変しないようにお互いルールづくりをして、今一番苦しい時期ですから、そういうルールづくりをしてお互いの意見が歩み寄って済むように、すぐ1日から入れないということになるとトラブルが出るのは当たり前だと思いますよ。それが予測されての陳情だと思います。ですからぜひ県も加わっていただ

いてルールづくりをしていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○玉城ノブ子委員 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第135号及び第143号を除く農林水産部関係の陳情15件に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る食品表示の適正化について審査を行います。

ただいまの所管事務調査事項について、農林水産部長の説明を求めます。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 食品表示の適正化について、御説明申し上げます。

食品表示は、消費者が商品選択に資するために必要なものであり、食品表示の適正化を図ることは、食品の安全・安心を確保するためにも重要であります。

今回のマンゴー及び海ブドウの産地偽装は、消費者の信頼を損なうばかりでなく、産地ブランドの信頼及びそれを築き上げてきた生産者など関係者の努力を踏みにじるものであります。

県では、マンゴーの産地偽装を受け、事業者などに対し法令遵守の徹底を図るよう注意喚起文書を発出するとともに、市場関係者等を対象とした緊急の講習会を開催しております。

海ブドウについては、平成20年8月12日に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき指示、公表したところであります。

再発防止に向けた連携強化を図るため、県庁内において平成20年8月22日に食品表示に関する部局連絡会議を設置しております。

J Aおきなわ及び沖縄協同青果においては、生産者証明書を発行し、宮古島市においては、平成20年9月5日に宮古地区青果物流通対策推進協議会を設置するなど産地偽装対策等に取り組んでいるところであります。

今後とも、食品表示110番の設置及び食品表示ウォッチャーを配置するとともに、関係機関と連携し監視するなど、食品表示の適正化を図ってまいります。

以上、食品表示の適正化の取り組みについて御説明いたしました。

引き続き、食品表示に関する法令等について金城流通政策課長より説明させます。

○金城栄子流通政策課長 お手元に1枚紙の横書きで書かれている資料があるかと思いますが、この表なんですがよろしいでしょうか。これは食品の表示制度ということで食品を表示するにはまずJAS法、これ農林水産省管轄で、ということは県では農林水産部が管轄していますけれど、JAS法がありまして、それから食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、健康増進法、薬事法と6つの法律があります。その内容については下に書かれていますけれども、後ほど目を通していただきたいと思います。食品表示制度とは少しニュアンスの違うところで今回問題になっているところもありますけれども、下に※印で不正競争防止法というのがあります。これは公正な業者間に公正な競争の確保を目的とした法律であります。農林水産部の所管するJAS法について、今度はこのパンフレットのほうで御説明申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひします。まずJAS法が何のためにつくられているのかということなんですけれども、先ほど農林水産部長のほうからも話がありましたように、一般消費者が商品を選択するために必要な情報を提供すること、選択権を確保するためにつくられた法律です。ですから一般消費者向けに販売されるすべての飲食料品に表示が義務づけられています。そしてすべての飲食料品となりますけれども、それを群に分けますと3つの分類になるかと思ひます。生鮮食品の表示とお米、それから加工品という形になります。その表示法がおのおの違っていますので、それを少々述べたいと思います。生鮮食品の中で農産物は名称と原産地の表示が必要です。名称はゴーヤーとかナーベラーとかそういう表示なんですけれども、原産地になりますと国産品、国内で生産された物は都道府県名を記載します。それから輸入品は、輸入した生産された原産国名を記載することになっております。畜産物も同じように名称と原産地を表示しますが、この場合、原産地の国内品になりますと都道府県ではなくて国内産ということで表示する形になります。もちろん輸入品は原産国名を記載します。水産物は名称と原産地を記載します。原産地は国産品であれば生産した水域、または主たる養殖場が属する都道府県名を記載します。輸入品は原産国名を記載します。そして上の農産物と畜産物の違いで解凍というのがあります。冷凍した物を解凍して販売する場合は解凍と記載し、養殖された物を販売する場合は養殖と記載します。米についてですが米は名称、原料玄米、内容量と精米年月日、それから販売者を記載します。一番下にあります加工食品については名称、原材料名、内容量、賞味期限もしくは消費期限、どれが賞味期限でどれが消費期限かは皆さんの議論の中でまた説明していきたいと思ひますけれども、その他に保存方法、それから製造者を記載する必要があります。また

塩蔵海ブドウを含む生鮮食品に近い二重加工食品群については原料、原産地も表示が義務づけられています。今回の塩蔵海ブドウにおける原料、原産地の不適正表示などJAS法に違反した場合は農林水産大臣または都道府県知事は、当該販売者に対して適正に表示するように指示します。なお、指示した場合は当該公表を原則としています。簡単ですが以上説明としておきます。

○玉城ノブ子委員 農林水産部長、流通政策課長の説明は終わりました。

これより農林水産業についてに係る食品表示の適正化について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 賞味期限と消費期限の違いを教えてください。

○金城栄子流通政策課長 賞味期限はおいしく食べることができる期限で、この期限を過ぎてもすぐに食べられないということではなく、品質が比較的劣化しにくいスナック菓子、カップめん、缶詰などのような商品が賞味期限で表示されます。それから消費期限は安全に食べられる期限で、この期限を過ぎたら食べないほうがいいですよと品質劣化が早い弁当、サンドイッチ、生めんなどのような商品に表示されます。

○玉城ノブ子委員 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 本委員会の所管事務調査でありますけれども、マンゴーの偽装、海ブドウの産地偽装というのがあったのを受けて、この審査をすることになったと私は認識しております。その意味では当局の皆様にはマンゴーの産地偽装の経過とか皆さんがどういう指示をしたかというぐらいの簡単な書面でもって、少し経過を教えてくださいただければよかったかなと、少しその辺は残念だと思っています。そこで質疑でお聞きいたします。マンゴーの産地偽装の経過、発覚等そして県がどのような対応をしたのか時系列で教えてください。並びに海ブドウの事件の発覚、これは両件に関しては警察が不正競争防止法で関与しているかと思います。その部分は抜いて結構ですので、県がJAS法と

の絡みでどういう指導をしてきたのかそれを教えていただけますか。

○護得久友子農林水産部長 マンゴーでございますけれども、マンゴーについては不正競争防止法で沖縄県警察のほうが入ったということで、JAS法では調査もやっておりません。それで農林水産部としてはやはり沖縄ブランドとしてマンゴーを振興しておりますので、やはり産地ブランドを守るという意味で、その事件を受けまして記者発表いたしまして対応したところでございます。それから海ブドウにつきましては県民から一応訴えがございまして、それから調査に入っておりますして約半年かかって12月ごろにあったと聞いております。それを受けまして任意調査ということでJAS法についてはあくまでも任意調査ですので、調査に入っている程度調査の中で特定して行って、その当事者に確認をとって指示を出したということでございます。

○上里直司委員 1点マンゴーのほうからお聞きいたします。そうするとマンゴーはJAS法では指導もできないという問題ということですか。

○護得久友子農林水産部長 今回のマンゴーの件につきましては既に沖縄県警察のほうで捜査に入っておりますして、JAS法よりも不正競争防止法のほうが先に入っておりますので、JAS法としての調査はできないことはないんですが、これはやらないということで、この件につきましては国のほうにも確認いたしておりますして、国のほうでもそういう事件ではやっていないということ聞いております。

○上里直司委員 簡単に答えていただきたいんですけども、JAS法の本来ならば、調査とか皆さんがいろんなJAS法に基づいた形での検査とか罰則というのが本来ならば適用される問題だけれども、その警察が立ち入ったということでそれはしないということですか。

○具志保豊農政企画統括監 補足して申し上げれば、不正競争防止法というのが警察権でもって強制捜査します。JAS法の場合はあくまでも任意の調査でありまして、相手が事実を認めなければできないわけですね、要するに強制的な捜査できないわけです。したがってましてマンゴーの場合、警察が不正競争防止法で入っていますので、恐らく罰則もJAS法よりは強いと思います。そしてまたJAS法の場合に罰則適用する時は指示してその指示に従わない場合という、そして強制捜査ではなくて、いわゆる警察に告発するという手立てをと

らないといけないという違いであります。そういうことで強い捜査権をもった警察が入ったものに、再度任意のJAS法の調査する必要は、全くできないというわけではないんですけれども、既に警察が強制捜査入っていますので、より強い不正競争防止法が対処しているというものでございます。

○上里直司委員 私はその点を何かというつもりはなくて、本来ならばその対象だったけれども警察の捜査が入ったということで、皆さんの調査が立ち行かなくなるというか、罰則のほうもいなくなるということなんですよねということで聞いたわけですが、そのとおりでいいわけですね。この間の皆さんから出ている文書はわからないんですけれども、あるのは新聞記事なんですけれども、JAS法の不当表示で同社を調査する可能性についてということでは、情報を十分に収集できておらず現時点では調査できるか言及できないということをおっしゃっているわけですから、本来ならば警察が入らなければ皆さんがこういうことが発覚した場合立ち入る、または調査するということができる事案だったということですよ、その辺簡単に答えていただけますか。

○護得久友子農林水産部長 JAS法に関しての不正につきましては、食品表示110番とか食品表示ウォッチャーを配置しておりますので、主にここからのいろんな情報が入ってまいりますので、その情報があったときに初めて任意の調査に入るということではございますので、今回はそういったマンゴーについての情報は直接なかったということではございます。

○上里直司委員 所管事務のほうは食品表示の適正化ということなので、そこに絡めた監視パトロールについて少しお聞きします。皆さん今農林水産部長がおっしゃったように食品表示110番、あと食品表示ウォッチャーが30人いらっしゃっていると。それで新聞記事によりますと2007年度に食品表示110番が187件あったと、あと食品表示ウォッチャーが30人いて、その情報が寄せられた件数が238件と報じられていますけれども、この数字はそのとおりでよろしいのでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 はい、そのとおりでございます。

○上里直司委員 今回はその新聞報道を読んでいると、その寄せられた情報に該当しない、またはそういう方ではなかった方が摘発されたとか、捜査に入ったと受けとめているんですけれども、それではこの238件が食品表示ウォ

ッチャーから寄せられた情報、食品表示110番187件、この中にJ A S法にひっかかるという食品表示の適正化、不適当な事案というのは皆さん方で把握されているのでしょうか。それが何件ぐらいあるのか。

○護得久友子農林水産部長 これだけの事案、食品表示110番とか食品表示ウォッチャーで寄せられる件数の中のほとんどが、問い合わせとか業者からの確認とかそういうのも含まれておりまして、これだけの件数になっております。

○上里直司委員 その問い合わせとか相談抜いた形でJ A S法に違反するのではないかと思われるような件数というのは何件あったんですか。

○護得久友子農林水産部長 食品表示ウォッチャーとか食品表示110番から通報とかあったときは、やはり一応その内容によって担当が現場とか行って確認いたします。それほど悪質でなければ指導で済むわけなんですけど、過去に食品表示110番通報がありまして、平成19年の調査の例として申し上げますと、平成19年度において県の食品表示110番に問い合わせがあった件数が187件であります。その内訳としては情報提供ということで、その疑いのあるものが7件、表示・相談等についての問い合わせは180件となっております。それから情報提供のあった件につきましては、関係機関と連携し適切に対応しているところでございます。

○上里直司委員 その適切に対応するというのは、J A S法でいうところの指示、公表、命令、1年以下の懲役または100万円以下の罰金という罰則等の中に含まれている罰則の件数ですか、7件というのは。それともアバウトでその情報としてそう思われるような事件が7件ということなのか、どうなんですか。

○具志保豊農政企画統括監 情報提供7件というのは疑わしいということで、その7件についてその情報を受けて県関係機関含めて調査すると、もしそれがJ A S法違反であれば指示・公表と、そして指示していわゆるJ A S法というのはどっちかといえば社会的制裁なんですよね。公表することによって、信用失いますので、J A S法は社会的制裁が主なんですよ。そしてもし指示して、その指示に従わない場合に、罰則は適用ということになるんですよ。罰則も県が直接罰金取るとかではなくて、またそれは警察に告発するという手続とらないといけないわけです。だからあくまでもJ A S法は社会的制裁に重きを置い

ているということでございます。

○上里直司委員 簡単で結構ですけれども、その7件というのは今調査中ということですか。

○金城栄子流通政策課長 今のお答えの前に、JAS法に違反したら即指示、公表というニュアンスの話が出ているんですけれども、上里委員がという話ではなくて、先ほど7件ありましたとあって情報提供もらいました。うちのスタッフが出かけていって事実関係とかいろいろ調べまして、これがその恒常的なものではないとか、ちょっとしたケアレスミスだったとか、そういう判断をしたときにはそこで口頭で指導したり、文書で指導したりはします。それより恒常的であったり、それを改善しようとしないうようなものであったりした場合に、指示・公表という形になっていって、それから先ほど説明のあったような形になるんですけれども、この7件がどういうものであったかというのは今後の調査もありますので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

○上里直司委員 いいですよ、調査のことがあると思うので。ただ皆さんがこれから調査をしたり何かをする場合に、農林水産部の中でどの課が担当されるのか、スタッフは何名ぐらいいらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○護得久友子農林水産部長 沖縄県として立ち入りの検査員として56名ございます。内訳といたしましては流通政策課15名、水産課11名、森林緑地課4名、畜産課5名、園芸振興課11名、北部農林水産振興センター6名、それから宮古家畜保健衛生所で2名、八重山家畜保健衛生所で2名で計56名でございます。

○上里直司委員 これは他の業務と兼任していらっしゃるわけですね。

○護得久友子農林水産部長 はい、そうです。

○上里直司委員 わかりました。続いてこのマンゴーの件で発覚してすぐさま農林水産部長が記者会見をされている。そのときの記事を参考にして質問をしたいんですけれども、当時まだ発覚したばかりなので正確な情報が伝わっていない、または発見されていない時期だとは思いますが、このJAS法または食品表示の適正化について、例えば一層の監視強化について、例えば現監視体制で同問題の情報が上がってこなかったとしたが、一層の監視強化につ

いてはこれ以上の体制は組めないと、困難視したとおっしゃっています。これは新聞記事ですが、実際はどうなのでしょう、一層の監視強化というのは現体制で組めるのかどうかお聞かせいただけますか。

○護得久友子農林水産部長 今通常的な監視体制といたしましては、先ほども申しあげました食品表示110番の受付、食品表示ウォッチャーの配置、定期的に巡回指導やっております。そのときは一斉に県職員、国、内閣府沖縄総合事務局も連携して巡回指導等もやっております。ただJAS法につきましてはやはりそういった意味では食品表示110番とか食品表示ウォッチャーでの受付が通常の監視ということが主になっておりますので、現体制でやっていくということでございます。

○上里直司委員 私は、そんなに難しい質疑しているわけではないですよ。今の体制でできるんですかと、それで農林水産部長は難しいと答えているんですよ。私は記者会見の孫引きの記事ですから56人とおっしゃっていて、さらに確認をすると兼任でやられていると、そして消費者の意識としては産地偽装や食品偽装というのが非常に高まっている中で、現体制でできるんですかと、市民からの要望にこたえきれんんですかと、難しいと言っていることに対してそういう認識でいいんですか、そういうふうを受け取っていいんでしょうか。事実を責めるとかではなくて、そこからまた提案をしていいようにしていかないといけないわけですから。

○護得久友子農林水産部長 今の人数では非常に足りないと考えております。

○上里直司委員 やっぱりおやめになった福田内閣総理大臣が、消費者庁の設置ということもあって、うちのほうでも消費者庁にかわるような検査体制が必要だというイメージで、もう少しその新しい制度がどうなるかというのは別にしても、この監視体制というのを、もう少し人をふやすとか、継続して調査ができるような体制に持っていかないと、根本的にこれ皆さん難しいのではないかという認識を持っていますけれども、人をふやすのか、ふやさないで現課内で担当するのか、いずれにしても、人的には圧倒的に少ないと思われまますので、何らかの配置をお願いしたいと思っております。そこで、余り私1人だけしゃべってもあれですから、もう一点だけ海ブドウ、これはJAS法に適用すると皆さんが今指導もしているとおっしゃっていましたがけれども、実はこれ新聞記事を見ていると、JAS法違反で県内の業者数社に対して改善指導する方針

を固めたとあるんですね。これは平成20年8月12日の琉球新報の記事なんですけれども、ある企業がクローズアップされて、その企業が解散されたんですけれども、解散する意向らしいんですけれども、皆さんがこの海ブドウに関して何社の業者に改善指導を行ったのでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 海ブドウに関してはこの1件でございます。

○上里直司委員 もう一つお聞きしますけれども、この海ブドウのJAS法が適用するというか、不当表示だということが発覚したのは、さっきも話がありましたけれどもいつ発覚したんですか、そしてどういう形で発覚したのか教えていただけますか。

○金城明律水産課長 これは平成19年12月5日に海ブドウ加工品について外国産を県産として販売しているのではないかという情報が寄せられておりまして、これを端緒に調査に乗り出したということでございます。

○上里直司委員 わかりました。それがわかるまで約半年ということで、県はJAS法における罰則の指示・公表というところに当たるんですか、この企業に対してはどのような罰則等に当たるんですか。

○護得久友子農林水産部長 指示・公表ということでございます。

○上里直司委員 基本的なことを質疑させていただきましたけれども、もう一つ沖縄ブランドまたは沖縄の農産物をこれから売っていく、今までも売ってきている段階で、こういう事件が起こっているのは非常に残念です。ここが難しいというのは実は両方とも海ブドウはまだ詳しく情報集めていませんけれども、インターネットによる販売なんですね。インターネットによる販売をどうやって摘発するかというのは実は消費者にとってもわからないわけなんですよ。買ってみてもわからないし、インターネットで売られている商品についてのどのような形で皆さんJAS法または不当表示を見抜いて摘発していくのか、その考えはありますか。

○金城栄子流通政策課長 先ほど食品表示制度には6つほどありますと御説明申し上げましたんですけれども、その中の不当景品類及び不当表示防止法というのがありまして、インターネット上の広告などについては不当景品類及び不

当表示防止法の規制の対象となっていて、JAS法は対象外になります。少し回りくどいんですけれども、実際に購入者に届けられる商品はJAS法になるんですけれども、例えばJAS法の商品に名称や原産地を適正に表示していればJAS法にはかからないんです。インターネット上で宮古島産といいながら台湾産のものが届いて、表示がちゃんと台湾であればJAS法にはかからないんです。

○上里直司委員 このやり取りを聞いただけでは皆さんだけでは対応できないような問題なんだろうと思うわけなんです。ただそうは言ってもJAS法の範囲でひとつ提言として受けとめていただきたいんですけれども、実は宮古島産のマンゴーが2007年では350トン、2006年には250トンと新聞記事に書かれていましたけれども、2008年の見込みが325トン、これは皆さんが出している数字をもとにして新聞記事に載っていたものを拾ったんですけれども、実は325トン出ていけば、この産地から出ている宮古産のマンゴーというのは履歴を追っていけば325トンよりたくさんあると、これはおかしいわけですよ。やっぱりJAS法の観点からしてインターネット絡めるとしたら履歴を生産地から発信したのをどうやって追っていくかということになっていくと思うんです。だから、そこは拠点産地が組合化していないとか、系統化していない問題があって個人で販売されている方が非常に多いという県内の事情はわかるんですよ。ただそこも含めて宮古島産というブランドをつくったら、宮古島でつくる農家の皆さん方に売るときにちゃんと履歴がわかるように指導するとか、そしてそれを皆さんがインターネットで把握するとか、そういうやり方ができるのではないかと考えていますけれども、提言でございますので、一言だけ流通政策課長で結構ですけれどもお答えいただけますか。

○金城栄子流通政策課長 おっしゃるように宮古島産というブランドがありながら出荷がバラバラというのがあります、それは個人で出荷した経緯もあるんですが、現在、宮古地区青果物流通対策推進協議会をあの事件の後にすぐ立ち上げまして、そのもとに一元集荷をするようにと、できるだけまとめましょう、ブランド力をつけましょうというのがありますし、また農業改良普及センターを通じまして、今すぐ打てる手として農家に注意を喚起して、インターネット流通業者と契約するときにはその辺も注意しながら契約しましょうと、生産者の責任と言ったら大げさなんです、売ることに対しては注意しましょうねという行動を起こしているところがあります。トレーサビリティができるとそれに越したことはないと思うんですが。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか質疑させていただきたいんですが、北海道の牛乳、チーズ、ギョウザ、マンゴー、それから最近の大手スーパーの賞味期限や消費期限の二重張りの問題とか出ていますが、本当に食の安全が今求められているんですが、先ほどJAS法という説明をいただきましたが、3つとも加工の分野、これから見るとすべて農林水産部の所管と理解してよろしいですか。缶詰からジュースから、大手スーパーでいろいろ問題になっているでしょう。これも全部皆さんの所管ということですか。

○金城栄子流通政策課長 表示に関してでしたらうちの所管になります。先ほど賞味期限や消費期限の話があったんですが、それが消費期限が切れていて健康に被害が出るならまた別のところにいきます。表示に関してはJAS法で表示します。

○渡久地修委員 例えばお菓子やスナック菓子、その表示に関しては農林水産部の所管、そして例えば最近のもので二重張りというのがあるよね。それも皆さんの所管ですか。

○金城栄子流通政策課長 二重張りはJAS法に抵触しています。それからお菓子類の中にどういうものが含まれているという、袋の後ろにたくさん書かれていますよね。虫眼鏡じゃないと見えないように書かれている。あれもうちのほうでチェックを入れます。ですから先ほど農林水産部長のほうから説明しました調査とか指導ということは、これを的確に表示してください、これをもとに一般消費者の方は買うんですよということを指導しているのがJAS法担当の仕事です。

○渡久地修委員 大変ですね、それで済まないんだけど。じゃあ皆さんの所管でそれがやられている。それだけ適正にやられていないというのが最近の大手スーパーの問題で出てきていますよね。皆さんの指導責任があるけれどもやられていない場合に、業者の責任がありますね。業者はどのような責任があるのか、県はどのような責任があるのかちょっと教えてください。

○金城栄子流通政策課長 指導はこういう情報があったときも入りますが、巡回指導も行っています。それから集めて集合的に講習会ということもやっています。例えばことしでしたら10月15日、16日に宮古、八重山地区で講習会をします。10月14日には本庁4階ホールで講習会をします。そのときには県の職員も含めて業者の皆さんに集まっていただいて、適正な表示について勉強していただくという形になります。ことしは久米島も予定しています。

○渡久地修委員 皆さんが指導する責任があると言うから聞いているんだけど、新聞によると、県は昨年沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例というのをつくったとあるんですが、あれはまた別の部になるのか。とにかく食の安全に関してはそもそも縦割りでやるといろいろと難しいところがあって、今のJAS法に関してはこの3つ、皆さん方の所管というんだけど今回の大手スーパーは内部告発でわかったんですか。皆さんが巡回指導をして見つけたの。

○金城栄子流通政策課長 今回のものは最初に出てきたのがテレビだったと思うんですが、あれは消費者が気づいてマスコミに持って行ってそこから情報が出てきたというのがあります。ですから私たちが指導に入ってとか調査に入っただけで出てきたものではないです。

○渡久地修委員 じゃあ過去に皆さん方が巡回指導していろいろやっていますが、それで改善を指導したのは何件あるんですか。

○金城栄子流通政策課長 巡回指導及び任意調査をしたのは平成19年度は460店舗あります。先ほど指示の話をしたが、それが悪質なものでなければ、一過性とかすぐ改善するとかいうときには指示はしていません。口頭もしくは文書でやっています。

○渡久地修委員 今回の新聞報道によると、かなりずさんだったということで皆さん方が入って行って改善指導したとかじゃなくて、場合によっては長期に及んでいたかもしれないわけよね。そしてこれはどんどん広がる様相を見せていると。県の先ほどの指導監督責任、JAS法に基づくものが皆さん方にあるのであれば、先ほどの上里委員の消費者庁の話もあるけれども、全国的には食の安全というのが大問題になっているときに、県の今までのやり方ではいけないんじゃないですかという疑問があるんだけどその辺はどうですか。

○金城栄子流通政策課長 先ほど横に6つ並べたので縦割り行政のように見えたかとは思いますが、今私たちはできるだけ横の連携もとりたくて、例えば今回の某業者の話になりますと薬務衛生課がメインになりますが、私たちも一緒に沖縄総合事務局も一緒に立ち入って調査をしています。それからマンゴー、海ブドウが出たときは、即座に食の安全安心の協議会が前からありまして、そこにはこういう報告義務もしてくださいとか、こういうパンフレットもつくって準備してやっているんですが、表示に関しては横の連絡をとりましようかということで、食品表示連絡協議会を立ち上げて、これは御土産品なんかも全部所管している観光商工部と農林水産部の各課と一緒に網羅した協議会を立ち上げて、横の連携をできるだけ図って、うちはJAS法で表示だけですよなんていう話はできるだけ避けていきたいと努力しているところです。

○渡久地修委員 今の説明で食べ物の件で薬務衛生課が中心にやっていると言っていたけど、さっきの話は表示に関しては皆さん方が所管でと言っていたのに、何で薬務衛生課なんですか。

○金城栄子流通政策課長 最初に出たチマグの件は、先ほど言った横の連携で薬務衛生課、食べ物ですから健康に影響のある可能性もあるので薬務衛生課もうちも一緒に入っています。それは確かに二重張りをしていますし表示違反でJAS法違反という話で、ただし後から出たカツオ削り節というものは、表示は適切なんです。賞味期限が切れた物を店頭に並べていたということで、それは表示は適切なんですけど健康に影響あるのですかというところで薬務衛生課、そしてその出先機関の保健所が管轄になるということになります。

○渡久地修委員 要するに賞味期限が切れた物を置いていたら、皆さんたちから見たらそれは適正ということ。

○金城栄子流通政策課長 適正ではないです。そういうことがありますので横の連携をとりたいと思っています。

○渡久地修委員 そして食品表示連絡協議会は庁内においているものですか。これを設置して何回会議をしていますか。

○金城栄子流通政策課長 食品表示に関する部局連絡会議ということで平成20年8月22日に設立して、庁内にあります。今のところ1回開いたところです。

○渡久地修委員 表示の問題だけにしないで、すべてにかかわる食の安全の問題で、ぜひこれを充実させて横の連携で、抜け道とかいろいろなものがあるわけだから、その辺を国にどうやって改正を求めていくとかいろいろな問題も含めて、ぜひJAS法の表示だけじゃなくて安全の問題で強化していただきたいと、これは農林水産部長ぜひお願いします。それと農産物の問題で、輸入食品の特に安全の問題で、残留農薬とかいっぱいありますよね。検出された問題がいっぱいあるんですが、県はそれを分析する高性能の分析機を持っているんでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 輸入農産物につきましては植物防疫法で国の植物貿易事務所のほうが検査することになっております。県内でのそういったものの検査につきましては、中央卸売市場で定期的に抜き取り調査をして検査をしている、これは環境保健部がやっております。それと機械を導入して、出荷前検査ということでその体制をとるために機器の整備を平成19年度で設置して、現在、指導試験をしているところであります。ある程度短縮された時間で多くの農薬の残留の検査をできる機械を導入しております。

○渡久地修委員 ガストログラフ高性能の検査機器もぜひ整備して、不安なものに関しては速やかに検査もするというのでやっていただきたいと思えます。食の安心、安全の問題で、とにかく体制を強化していくしかないわけですから、今聞いた範囲ではJAS法のスーパーも含めて表示に関しては皆さん方の所管というから、これはもう大変じゃないですか。毎日スーパーを見て点検しないといけないし、そういう意味ではぜひ体制を強化して、県民が安全安心できるように頑張ってくださいと思います。

○護得久友子農林水産部長 今ありましたJAS法も含めまして、それから食品衛生法を含めて食の安心、安全につきましては、沖縄県食の安心安全連絡協議会というのを立ち上げておまして、これは福祉保健部のほうが窓口になっておまして、当然農林水産部各関係の部署が入って、横の連携を今とっているところでございます。昨年立ち上げております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産業についてに係る食品表示の適正化について質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第135号及び第143号の2件の審査を行います。

なお、ただいまの陳情2件については、座喜味一幸委員が利害関係者であることから、委員会条例第15条の規定により、座喜味一幸委員は議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

陳情第135号及び第143号の2件について、農林水産部長の説明を求めます。
護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 それでは、お手元の陳情処理概要書の28ページをお開きください。陳情第135号、件名宮古土地改良区における適正な管理、運営に関する陳情、陳情者宮古土地改良区を考える会、共同代表野原重則外2人です。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

宮古土地改良区は、国営かんがい排水事業宮古地区で整備された農業水利施設の維持管理等を行うことを目的として、平成元年8月14日に設立された団体です。

宮古土地改良区の管理、運営に関する検査については、土地改良法第132条により、国において平成14年度と平成17年度に行っており、その結果、法令等に違反するような指摘事項は挙がっておりません。

また、簿外口座については、平成15年に刑事告発されていますが、那覇地方検察庁により、既に不起訴処分となっております。

県としては、国及び関係機関と連携し、宮古土地改良区に対して、関係法令を遵守するよう指導してまいります。

次に、32ページをお開きください。陳情第143号、件名宮古土地改良区の運営改善に関する陳情、陳情者ゆいの会代表下地金徳です。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。宮古土地改良区は、国営かんがい排水事業宮古地区で整備された農業水利施設の維持管理等を行うことを目的として、平成元年8月14日に設立された団体であります。土地改良区の組合員名簿、土地原簿等の関係書簿については、土地改良法第29条の規定により備えつけが定められております。組合員等からの閲覧請求があれば、閲覧に供するよう指導しているところであり、補正予算の専決処分については、宮古土地改良区規約第37条の規定により、総代会を招集するいとまがなく、かつ、当該会計年度の賦課金等に増減がない場合に限り、理事会がこれを専決することができるようになっております。また、解雇に係る裁判の控訴については、平成20年7月22日の第4回理事会で補正予算とあわせて承認されております。

なお、解雇に係る裁判費用として、公的補助金を充当することはできませんが、水代（組合費）からの支出は可能であることから、理事会で承認されています。県としては、国及び関係機関と連携し、宮古土地改良区に対して、関係法令を遵守するよう指導してまいります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより陳情第135号及び第143号2件に対する質疑を行います。

質疑に当たっては陳情番号を申し述べてから重複するすることがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑に・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第135号の経過処理方針等の説明書きについて少しお聞かせいただきたいと思っています。土地改良法第132条により国において平成14年度と平成17年度に検査を行っているということですが、この検査の実施期間というか検査に入る間隔というのは、法令等で何年ということが定められているのでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 土地改良法第132条において、土地改良区の検査は農林水産大臣または県知事が行うことになっておりますが、特に期間とか回

数という定めはございません。ただ、国の検査規程等で原則的には3年に1度、沖縄県もそれに準じまして沖縄県内の土地改良区は3年に1度検査することとしております。

○上里直司委員 そうすると原則的に言えば3年に1度であるということですね。そうすると組合員等から検査の要求があったり、県が必要と認めた場合にはその限りではないということなんでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 そのとおりでございます。土地改良法第132条第2項では、例えば組合員の10分の1以上の署名をもって請求があれば入れますと。また県知事は特に必要と認めれば検査に入れるということになっております。

○上里直司委員 私も記憶が定かではないんですが、全国的に土地改良区をめぐるの係争というのが多々新聞で見ることがあるんですが、件数が何件かということは答えられないと思うんですが、私の認識と同じように全国的に土地改良区をめぐるの係争というのが多発しているんでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 件数等について今データを持ち合わせておりませんが、情報等によりますと、例えば土地改良事業を施行していきまして、ある一定期間すると工事の内容等を変える必要がありまして、そのときに計画変更という、そのときには土地改良法に基づいて手続をするんですが、そのときには一定の要件がありまして地権者、事業参加者の同意を得ないといけないと。その同意を得るときにその権利者が確定されていないとかいうことがあって裁判になったというケース等があります。

○上里直司委員 ちなみに今おっしゃったような事例が県内ではありましたでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 以前にその計画変更手続の方法として、北部の辺野喜という地区で裁判がございました。これはもう裁判が終わっていきまして、土地改良法の手続は正しかったという結論で終わっております。

○上里直司委員 続いて陳情第143号、32ページですが、経過処理方針等で述べられている土地改良法第29条の規定により、土地原簿等の関係書簿の備えつ

けが定められていると。組合員等から閲覧請求があれば閲覧に供するよう指導しているところでありますと書いてあるんですが、この記述の仕方というのは当該陳情に関して当該土地改良区に対して皆さん方が指導したということですか。

○知念武村づくり計画課長 はい、宮古土地改良区に対して指導しているということであります。

○上里直司委員 もう一つ。これは改良区の運営についてであります。この経過処理方針に述べられているように、裁判費用が補助金から出されているんじゃないかということで陳情者が訴えていらっしゃいますが、実際皆さんは水代からの支出は可能であることからとおっしゃっていますが、公的補助金から支出がされていないかどうかという聞き取りまたは調査をされたんでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 宮古土地改良区の総代会の資料によりますと、収入、支出それぞれ項目がありまして、総代会で決定されております。収入というのは一水代というのは組合員から徴収する組合単独の予算でございます。公的補助金というのは事業目的がありまして、それは事業の一例例えば補助金交付申請なり実績報告なりいろいろな事業としての検査がありますから、それは適正に支出されているという結果がございますので、あとの支出というのはそれ以外の組合員費から出ているという判断ができるということでございます。

○上里直司委員 わかりました。土地改良区の運営に関してのいろいろな問題であり、運営が、なかなか主張していることが認められないという不満もあるし訴えだと思っているんですね。そういうところに皆さん方が仲介をすとか、組合員の中での係争について皆さんがコミットすることはできるんですか。

○知念武村づくり計画課長 土地改良法の規定がいろいろありまして、検査をしまして、例えば法令に違反するとかいろいろな事故が見つかった場合には、県知事としてそれは是正しなさいとかいろいろな命令ができるんですが、それに従わなかった場合にそれぞれまたいろいろな罰則があるんですが、それ以外のことに関しては、土地改良区そのものが総代会の議決に基づいていろいろ運営をしているわけですね。通常の事務については総代会の決定等で運営していますので、内部のことでありましてから法令等の違反がなければ我々が強制的に

指導することはできないと思っております。

○上里直司委員 確かに補助金を支出している団体が補助金の目的である事業について、法令違反をしていない場合というのは皆さんコミットできないという。それ以外のものですね、例えばこの陳情については、解雇して解雇が無効であり職場復帰という形で労働基準法とか雇用のルールに違反または逸脱をしている可能性がある。そうした場合、まだ係争中ですが固まらないとなかなか口を挟めないんですが、そういう事実が出てきたときに、皆さんとしては補助金支出の目的ではないにせよ運営について法的な問題が出てきた場合、そういう場合には皆さんがかかわらなければならないと僕は思っているんですがいかがでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 仮にそういうことがありまして、県知事として検査等に入りまして、土地改良区は定款、規約、規約の中では例えば雇用に関するあるいは服務に関する、いろいろな規則がございます。こういう規則に照らして明らかに土地改良区の行為が間違っていると、そういうことがあれば指導はできると思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 私はこういう陳情審査というのは初めてなので非常に戸惑いながら聞かせていただきたいんですが、基本的な点なんだけど、土地改良区というものは先ほどちらっと言っていたけど、国、県、市それから地元がどんなふうになんか事業をやると、簡単でいいですから、それでお金は現在幾らの予算を国や県あるいは市や地元が出しているのか、組合員は何名いるのか、基本的なのを簡単でいいですからお願いします。

○知念武村づくり計画課長 宮古土地改良区の概要でございますが、先ほど処理経過のところでも申し上げたんですが、宮古の国営かんがい排水事業宮古地区というのが、国が行った事業がございます。そこで地下ダムとその他の施設、タンクやパイプライン等をつくっております。ちなみに受益面積というのは8400ヘクタール、宮古島のほとんどの農地が入っております。関係市町村は宮古島市、旧で言えば4市町村で平良市、城辺町、下地町、上野村ということで、現在の組合員数は5492名でございます。総代というのがいますが、組合員が

5000名もいるものですから、総代というのを決めて土地改良区の運営等について審議をして決める総代会というのがあり、その総代が103名おります。役員、理事が20名、幹事が3名ということになっております。ちなみに宮古土地改良区の平成20年度の予算は、総計で4億3792万2000円です。その中に組合員費が、水代と言っていますが、組合員費として徴収されているのが約5300万円、県から補助金が入っているのが8300万円、それから市からの補助金が3400万円、市からの受託金というのがございまして、地下ダムやポンプ場でありますとかいろいろいところの管理を市が事業主体で県の補助事業を入れているものですから、その補助を受けて土地改良区に委託しているという受託金が約5400万円あります。トータルが約2億6700万円ということになっております。さっき言った中には例えば土地改良区特別会計というのがありまして、退職金の積み立てでありますとか財政基金の調整金というのが入ってございまして、総額は財産として年間のあるんですが、年度の一般予算というのは2億6000万円くらいということです。

○**渡久地修委員** 平成20年度が4億3700万円、発足してからの総額は幾らになるんですか。

○**知念武村づくり計画課長** そのトータルは今資料として持ち合わせておりません。

○**渡久地修委員** 何年くらいですか。

○**知念武村づくり計画課長** 満20年経過しています。

○**渡久地修委員** 陳情文書であるんですけど、国においては指摘された事実はありませんと書いてあるけど、県としてはこの土地改良区で何かトラブルが発生している、うまくいっていないという認識なんですか。それとも別に何でもないようなこと、あるいは何か問題が発生しているとか、県としてはどのようにとらえているんですか。

○**知念武村づくり計画課長** 県としましては、これは沖縄最大の土地改良区でもございまして、国営事業が管理をしましてその管理を担っている土地改良区でもありまして、それに伴って地域の農業というのも結構いい形が変わってきていて、土地改良区としては維持管理を行う力というのは十分あるのではない

かと考えております。先ほど言った裁判にかかわるトラブルというのは当然情報として持っていて、今どういう状況かというのも把握をしております。しかし土地改良区としての運営としてはうまくいっているという認識でございます。

○渡久地修委員 要するに県もお金を出している、国も市もお金を出している。そういった場合に例えば陳情では28ページに、交付金額と決算額に差異が生ずる。その他用途不明な部分があると書いてあるんですね。陳情ではそうになっている。平成14年と平成17年には指摘事項は上がっていないということなんだけど、平成18年、平成19年はどうだったのかというのが出てくるよね。そういう意味では県としては県のお金とか国のお金、いろいろな補助金やった、県がかかわったものに関しては、すべてこれはこれに使われましたということで明らかに説明責任というのは当然出てきますよね。出てくると思うんですよ。土地改良区任せにしないで皆さん方の説明責任というのが、その辺として税金が投入されているという点での認識は、この陳情との関係での認識はどうか。

○知念武村づくり計画課長 先ほども申し上げましたが、土地改良区の運営、会計等に関する土地改良区検査というのは3年に1度行います。ただ補助事業をやっているその事業については、毎年土地改良区から例えば補助金交付申請をもらいまして、それに対して工法を決定しまして遂行状況等も全部報告を受けましてそのチェックもします。実績が上がってきたときも、事務的にちゃんと検査をして、適正かどうかということは事業のほうで判断しております。これは県が補助している事業についてはそうなんですけど、間接的に県から市に行って、また土地改良区に行っている事業もありますので、それは市のほうからそういう報告を受けましてちゃんと検査をして、適正かどうかという判断をしていると。これは毎年やっていることです。

○渡久地修委員 今言った、例えば平成20年度で4億円幾らか出して、そのうち市が幾らとかさっき言っていましたよね。自分たちが出した分に関しては検査はちゃんとやっていますよという言い分だと理解するんだけど、こういう補助を出している以上、自分たちが出している部分だけじゃなくて、関与しているんだから、全体についてつかむ必要はないんですかね。

○知念武村づくり計画課長 今3年に1度の割合で検査すると言いましたが、例えば平成14年度や平成17年度はその単年度の検査じゃなくて、3年分をまと

めて検査します。だから年度年度で全部検査をして、その3カ年に1回で3年分をやっているという解釈でございます。

○渡久地修委員　じゃあ例えば全体を検査するわけね。

○知念武村づくり計画課長　そうでございます。今度平成20年で3年たっていますので、ことしが検査の年という計画に一応なっていますので、もろもろのこういう情報もありますので、その情報も得ながら検査計画も今立てているところでございます。

○渡久地修委員　先ほど除斥とかいろいろあったけど、そういうのは私たちの審議には余り関係ないんですよ。要するに県のお金が出されたものに対して、県がきちんとだれから言われようが、はいこうですと言えるように当然すべきですよ。これは私たちが求めないといけないのでこれはきちんとやってください。そして今度の9月27日、宮古島市議会の総務委員会でもいろいろなことが、宮古毎日とかあるけども、報道では総務委員会でも適切ではないと、監査委員会で監査することになったとかいろいろ報道されておりますので、総務委員会の資料提供を求めたとか言っているの、これはどこから見ても国のお金、県のお金、市のお金が出されているので、きちんと説明責任を果たすと。陳情で決算額に差異がある、不明な部分があると言われて、県は黙っておくわけにはいかないと思うので、ここはきちんと県として検査をするということで、農林水産部長いいですね。

○護得久友子農林水産部長　宮古土地改良区につきまして、今地下ダムも含めてやはり宮古の農業に非常に貢献しておりますので、土地改良区でこういったマイナスイメージがありますし、今後法令遵守、しっかり土地改良区を運営して、多くの農家が安心して参加して、運営がしっかりみんなの賛同のもとできるように、今回検査も予定しておりますので、そういう中でしっかり指導してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員　ぜひ県の説明責任が果たせるように、県は県としてやっていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第135号及び第143号の2件に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ及び座喜味一幸委員着席)

○玉城ノブ子委員長 再開します。

次に、観光商工部関係の陳情第97号外4件の審査を行います。
ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。
仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明申し上げます。

まず、お手元に配付しております処理方針の目次をごらんください。

観光商工部関係は、新規陳情5件となっております。

それでは新規案件について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

陳情第97号シルバー人材センターの支援等に関する陳情、陳情者浦添市伊祖1丁目33番1号(社)沖縄県シルバー人材センター連合会長嘉陽榮憲、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

1. 県においては、沖縄県高年齢者就業機会確保事業費補助金等により、新規に設置されるシルバー人材センターの立ち上げを支援し、平成19年度までに13カ所のシルバー人材センターが設置されております。

この補助金は、新設されたシルバー人材センターの基盤強化のため、運営費等を予算の範囲内で、3年間補助するものであります。

平成20年度は、平成19年11月に設置された八重瀬町シルバー人材センターと平成20年2月に設置された南城市シルバー人材センターに補助しております。

今後とも、沖縄県シルバー人材センター連合と連携して、シルバー人材センターの設置促進に努めます。

2. シルバー人材センターの受託事業は、民間事業を圧迫しないなどの制約から、一般競争入札に参加できないなど厳しい状況にあります。

県においては、シルバー人材センター連合が行う一般労働者派遣事業や、平成20年度より国が実施する企画提案方式事業の活用を促進し、会員の就業機会

の確保を図ってまいります。

3. 県においては、(社)沖縄県シルバー人材センター連合に対して、平成9年の設立当初から国庫補助と同額、またはそれ以上の額を毎年度補助しているところであります。

今後とも継続して財政的支援に努めることにより、高齢者の就業対策に取り組んでいく考えであります。

3ページをお開きください。

陳情第103号原油価格高騰対策に関する陳情、陳情者石垣市美崎町14番地、八重山市町会会長石垣市長大濱長照、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

原油価格高騰の影響を受けている中小企業者に対する支援策として、資金繰りの円滑化を図り、経営の安定に資するため原油高騰対策支援資金を平成20年度に創設し、支援を行っております。

また、県が財団法人沖縄県産業振興公社へ補助することにより、機械類貸与制度を利用し、省エネ設備等を導入することで経営の効率化や改善を図る中小企業者が負担するリース料等の負担軽減を図っております。

さらに、省エネルギーの専門家を省エネルギーに取り組む中小企業に派遣し、省エネルギー診断を行うことで、エネルギーコスト削減の取り組みを支援しております。

今後、これらの取り組みに加え、原油高騰対策支援資金について、保証料補てんを拡充することにより保証料をゼロにし、中小企業者のさらなる負担軽減を図るとともに、平成20年度9月補正により5億円を追加措置し、融資枠の拡大などの追加支援を予定しております。

国においては、平成20年8月に安心実現のための緊急総合対策を決定し、原材料価格対策として、新たな保証制度で原材料価格高騰対応等緊急保証の導入など、資金繰り対策の拡充を行うこととしております。

県としては、これらの施策の具体的な内容について情報収集に努め、県内中小企業者への周知を図るとともに、新たな保証制度については、その適切な運用が図られるよう沖縄県信用保証協会に働きかけを行うこととしております。

5ページをお開きください。陳情第122号沖縄県腎臓病患者連絡協議会の活動等に対する支援を求める陳情、陳情者沖縄県腎臓病患者連絡協議会会長高良幸勇、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

障害者雇用率の低い企業等に対しては、障害者雇用促進法に基づき、公共職業安定所が雇用率達成のための行政指導を行うこととなっています。

県は、企業等が障害者雇用に取り組みやすいよう、障害者雇用フォーラムや

雇用支援制度活用相談会の開催、障害者雇用企業の表彰等普及啓発活動を実施しています。また、障害者就業・生活支援センターでは、障害者の作業内容や雇用管理に関する企業からの相談に応じ、企業等の障害者雇用を支援しています。

6 ページをお開きください。陳情第127号の2、原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情、陳情者日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長仲村信正、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

省エネルギーの推進に当たっては、原油高騰による県内中小企業対策の一環として、機械類貸与制度における損料補助や省エネルギー診断事業を実施しております。

損料補助については、沖縄県産業振興公社に補助することにより、機械類貸与事業を活用し省エネルギー設備を導入する中小企業が負担する損料及びリース料の一部を引き下げる制度であります。

省エネルギー診断事業は、省エネルギーに関する専門家を県内中小企業に派遣し省エネルギー診断を行うことにより、エネルギーコストの削減を支援する事業であります。

また、省エネ・リサイクル支援法に基づく支援制度としては、省エネルギーに資する事業計画が承認された事業所への債務保証や低利融資等の支援制度があります。

現在までに、廃棄プラスチック類の再生品製造業など3社を承認しております。

省エネルギーに係る施策は、エネルギー消費の節減、地球温暖化防止にも資するものであることから、引き続きこれらの事業を推進してまいります。

7 ページをお開きください。陳情第147号、協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書の議決を求める陳情、陳情者協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議会長笹森清、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

協同労働の協同組合は同組合に参加する人が、協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとることにより、みずから働く場を創出することができ、高齢者、フリーター、ワーキングプアが働くための受け皿となることが期待されております。

県としては、今後の協同組合法（仮称）の法制化の動向を見守りたいと考えます。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 簡潔に教えてください。まず3ページなんですけど、原油価格高騰の問題で本会議でも聞きましたけれども、企業の貸付金がありますね、これに対して何とか繰り延べできないかということで質疑しまして、答弁はいつも決まったように、県がお金は預けているけれども銀行が貸すもので関与できないという答弁なんですけれども、さっきの農林水産部でもありましたけれども、新規のもの、制度はできてもなかなか実績が少ないというのがあります。ゼロというのがあります。そういう意味で企業の貸付金の返済繰り延べというのは、私はとっても支援策としていいと思うんですけども、これできないという答弁をいつもやるんですけれど、県の条例、規則に基づいて制度というのをつくって県がお金を出してやるのに、それに県が一言も銀行と話し合いもしない、要請もしないというのが疑問なんです。だから私はせめて要請なりやってもらえませんか、どうですかという要請とか協力お願いというのを、できないというのが不思議なんですけどその辺お願いします。

○仲田秀光観光商工部長 県が銀行に預託して、それで銀行の分をさらにオンして貸し付けて中小企業の融資をしているという状況でございまして、ここの貸付契約は企業と金融機関の直接の契約になるものですから、直接的に個別の契約に関与することはできないんですけれども、相対としての要請とか意見交換というのは情報連絡会議とか持っていますので、それと内閣府沖縄総合事務局や金融機関も入って、それから関係団体も入って情報交換会も持っていたり、研究会も年に4回持っています、そういうところで個別の小さい案件を理解している経営指導員とか、そういう方から現状は訴えることができ、トータルとしての情報交換はできます。そういった情報交換の場でも県は要請できますし、県もそこに入っていますから。ただ個別のものにはできませんということです。

○渡久地修委員 それを本会議で言えばいいのに、できないできないとそればかり言うから、要請やってもできませんというこんな話ししかしないから。

○仲田秀光観光商工部長 本会議でもそういうふうに言っています。個別ではできないんですがトータルとしてはやると。誤解のないようにお願いします。

○渡久地修委員 県としては、今の原油高で大変苦しんでいる中小企業のために企業の貸付金に対して、繰り延べについては多くの要望があるので相対としては銀行に県としては要請すると。

○仲田秀光観光商工部長 団体とかそういう状況を確認して、それを金融機関に要望なり意見を申し上げるということに対応できます。把握してからといことです。

○渡久地修委員 把握するのにどれぐらいかかるのか。

○仲田秀光観光商工部長 どれくらいというのは時期的なものには言えませんけれども、情報収集なり意見集約は努力して今やっているところです。

○渡久地修委員 今中小企業大変なんですよ。借りると新たに借金になるから、それで借りないんですよ。さっきも何件も相談はあるけれども実際上はゼロとか、新たな借金つくるからなんですよ。この借金しても返済のめどが立たない、ただ今ある借金返済が伸びればそれだけで一息つけるんですよ。だからそういう意味では返済繰り延べに関してはぜひやって、情報収集している間に廃業とか倒産になったら大変ですから、とにかく急いで銀行には県として要請していただきたいということで強く要望しておきます。

5 ページ、障害者の法定雇用達成率。ちなみに今の沖縄県の平均と県とか地方自治体の雇用率とかその辺の基本的な数字を教えてください。

○仲田秀光観光商工部長 平成19年度6月1日現在、民間企業の達成率が46.4%、雇用率1.63%、県の雇用率1.72%です。市町村の平均ですけれども2.39%です。

○渡久地修委員 6 ページ。与那国島に行ったときに、辻野委員が本会議で取

り上げていましたけれども、焼却炉が環境基準に合わなくてストップしているんです。そして大変になっているということで何とか焼却炉をつくりたいという話をしていたんですけれども、いろいろ聞いたらアルミ、ペットボトルとかのリサイクルはかなり一生懸命やっていて、採算はとんとんだと言うんですよ。これでとんとんというのはすごいなと思ったんですけども、生ゴミを堆肥化する、あるいは廃棄プラスチックとかを再生する、リサイクルする、そういったものを導入していけば焼却炉に頼らないでやっていけるような非常に環境型のものができるんじゃないですかと、検討したらどうですかと与那国町長にも言ったんですけれども、特に離島でこういった支援というのは皆さんのところで検討できるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 この法律はエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法ということで民間の事業者がそういった省エネルギーの事業をするということを都道府県知事等が認める事業について低利融資があるという事業なんですよ。したがって、それがまず認定を受けないといけないということになります。

○渡久地修委員 一応じゃあ話として、一つの提案として聞いていてください。それと、ここに石油等と書いてあるんですけども、離島に対する石油の価格安定のための支援がありますよね。これは企画部になるんですか、皆さんのところになるんでしょうか。沖縄本島との差を縮めるために県がいろいろ補助していると言うんですけども、やっているという割には高い。その高い原因が何なのか余りはっきりしないんです。沖縄本島と同じようにするために補助しているはずなのに、同じであってしかるべきものが高いというのは何なのという、この補助したものがちゃんと島民のものに還元されていないのではないかという疑問があるんですが、その突き詰めた調査というのをやる必要があると思うんですがその辺はいかがでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 これは所管は企画部でやっております。

○渡久地修委員 わかりました。7ページ、労働の件で。労働組合法、県は期待していますということなんですけれども、ここで陳情では介護福祉サービス、子育て支援、ビルの総合管理など幅広くいろんなことが期待されていると陳情者は述べているんですけれども、県としては高齢者、フリーター、ワーキングプアが働くための受け皿となることが期待されていますと言っているだけ

ども、皆さん方が期待している職種というのはどんなものが想定されますか。

○仲田秀光観光商工部長 この協同組合の考え方、その仕組みそのものがまだ十分形が見えないということで趣旨として、みずから働いているフリーター、ワーキングプアとかの働く場をつくるということには期待しているんですけども、実際どういう事業を行うか、物すごく幅が広くて我々としてどの事業というのは我々としてなかなか特定できないし、ちょっと法制化の動きも十分見ないともろ手を挙げてというわけにはいかないのかと、趣旨は非常に期待しております。もう少し具体的な動きを見守っていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 今観光商工部長が中身がわかりにくいという話でしたけれども、今の陳情第147号、私は国の動きがどうなっているのかというのを観光商工部長に聞こうとしたが、余りわかっていないようですが、どうですか。

○仲田秀光観光商工部長 はい、まだ十分に把握していない状況です。

○当銘勝雄委員 皆さんから出された資料でも、県内でも市町村4議会、県外でも181の議会が意見書を議決をしているわけですが、そういうことで動き出しているわけですね。ですから今県では法制化まではいいとしても、これがどういう方向になるかというのはきちんと勉強して調べて対応してもらいたいと思うわけですが、今本会議で沖縄のレンタカーの問題が出てきましたけれども、実は後に関連するのですが、本会議でレンタカーは今何社で、どれぐらいあるという話ししていましたか。

○新垣昌頼観光企画課長 内閣府沖縄総合事務局の業務概況の登録台数ですけども、1万8519台でございます。

○当銘勝雄委員 何社かも聞いたんですけどそれは後で教えてください。なぜこれを聞いたかと言いますと、かつて当時の全軍労、今全駐労といいますけれども、大量解雇されたときに、では何をするかと、仕事がないので困るということでタクシーを立ち上げたんです。そのタクシーが四、五名ぐらいで持ち寄るといふか出資して、オーナーにもなれば恐らく合資会社みたいなことだと

思うんだけど、それから外でやって、ひまわりタクシーというのを立ち上げたんですよね。私はこれで非常にひらめいてきたんですけれども、だからさっき言った、本会議で沖縄にはたくさんレンタカーがあるしという話があったものだから、まさしくこういう沖縄が観光需要として出ていくなれば沖縄の人たちがそれぞれのオーナーにもなり、共同出資で運転手もしながら事業所を立ち上げることができるということにもつながってくるんじゃないかと思うんです。ですから、そういう方向での考え方も出てくるんじゃないかとは思うんですが、どういうふうに思いますか。

○仲田秀光観光商工部長 ちょっとこの法律についてどの分野の事業をすとか明確ではないので、もっと法制化の具体的な動きを見ながら見ていきたいということでございます。

○当銘勝雄委員 十分承知してないというならばしょうがない話なんですけど、いずれにしても沖縄県の企業はもともと中小零細で資本力も弱いわけですし、沖縄はこれから小さな事業所も抱えていかないと今の失業率の改善にもつながらなければ、そして本土資本がどんどん入ってくるという状況を克服するためにはやっぱりこういうものを作っていかねばならないと思うんです。ですからぜひともそこら辺を積極的に法制化の方向で、取り組んで調べていただくことを希望しますが、さっきの何社かというの答えてください。

○新垣昌頼観光企画課長 同じく内閣府沖縄総合事務局の業務概況からですが、平成20年3月のレンタカー業者数は290業者でございます。そして県外の具体的な名前はわかりませんが、県外の事業者数は11業者でございます。

○当銘勝雄委員 会社の名前はいいですから、大きいもので何台ぐらい所有しているのかそこら辺がわかれば教えてください。

○新垣昌頼観光企画課長 今、この統計調査ではそういったものまでは調べていない状況です。

○当銘勝雄委員 そういうことで今290社もあるということで、そしてその中で県外が11社ということですが、恐らく県外のもののはかなりの台数を持っているのではないかと思うんです。ですから県外がなぜわざわざここまでやる必要ない、むしろ沖縄の皆さんがどんどん声を出して参入していけばいい話だと思

うんです。そこでこういう沖縄県民のためにも法制化はどんどんやってもらいたいと。先ほど農林水産部の審査のときに海に潜るダイビングが絶えずガタガタしているんですけれども、県外業者が入ってきてからいろいろトラブルが起きると。しかしその前にもっと沖縄の人たちがそういうものに取り組んでいくとやれば、非常にそこら辺問題がなくなるわけですが、例えば私がよく例に出すのは座間味村とか、座間味村の漁業者が船を持つ、ボートを持つ、ダイビングやる、こうなるとそこにトラブルも何も起きないわけですよ。ですからそういう形で、沖縄の皆さんが事業主になれるような方策を観光商工部のほうでは徹底してどんどん進めてもらいたいと、これも今後の問題ですけれども。

もう一つ、1ページ陳情第97号。これについても先ほど説明をしておりましたが、今国、県からも補助がなされていて、そして県は国と同等、それ以上の補助をしているということではありますが、そしてもう一つ制約の問題。民間事業を圧迫しない等の制約から一般競争入札の参加ができないとか、そういうことがあるわけですが、さっきの協同組合みたいなものができれば、これも何名かで協同組合をつくっていろんなものに進出できると思うんです。ですから、そういう意味では私はすべていい方向のものじゃないかと思うんです。そこで県が実際シルバー人材センターで補助している額というのは毎年どのくらいですか。

○仲田秀光観光商工部長 シルバー人材センターが設立されて3カ年の補助になるので、毎年幾らというのを年度ごとに集計しないとわからないんですけれども、平成20年度では八重瀬町のシルバー人材センターに126万円、南城市のシルバー人材センターに173万9000円ということで、それぞれ個別ごとにやっていくということになります。ただ連合のほうには毎年補助してまして、平成20年度は1704万円の補助をやっております。

○当銘勝雄委員 その沖縄県シルバー人材センター連合のほうは平成19年度幾らか。

○仲田秀光観光商工部長 平成19年度は1884万円です。

○当銘勝雄委員 そうすると連合のほうには大体1800万円ぐらいを補助している。当然そういう倍に近い額が国庫補助にしてあるんだということですね。そういう意味でシルバーに対するいいことだと思いますが、シルバーが今後ひとり立ちをするためにも、協同組合法の推進をぜひお願いしまして私は終わります。

す。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第97号のシルバー人材センターなのですが、働く高齢者のワンストップサービスセンターがスタートするというので、沖縄市のシルバー人材センターが今度ユンタクマチャというのをまちに繰り出してやるんですが、いろいろと考えるとこれは確かにそういう機会を与えるとか、就労の機会を高齢者に与える、そういう情報を取りやすいということもいいんですが、そこに通うことによってすごくヤグゥマイする人が少なくなったり健康的にもすごくよくなると。だからある意味ではこの観光商工部の範疇ではなく、例えば皆さんがこれいい複合型だと感じられたら福祉保健部とのかかわり合いも少しは持たせていただくと、結構お年寄りの皆さん、特に今男性は長寿率相当下がっているんですが、こういう昔のダンパチャーみたいな集まりどころに来ると、少しは病気の発生率も下がってくるのではないかと。だからそういう複合型の助成にする制度とかを、こういう新しいものを展開したときにあっせんしていくということ、越権ではあるかもしれませんが、結んでいただきたいという気がしているんですけれどもどうでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 シルバー人材センターは働くということだけではなくて、趣旨が健康で生きがいのある地域社会に貢献していくという趣旨もあるので、それはまた地域で基本的にやってもらうということで市町村と県という形でやっております。したがって、今の沖縄県ではまだ設立が十分じゃないものですから、まずは設立に我々は促進しているという状況でございます。それで今の玉城委員の提案は新しい今の沖縄市でやっているにぎわいまちの事業のように国のほうで、シルバー人材センターがみずからこういうことをやりたいと提案して事業ができるようになっていきますので、ひとつまた新しい事業として取り入れられているという積極的な対応になっていきますので、あと福祉保健部との連携はまた今後協議の中で具体的な事業なり、なるべくは補助に頼らないというのが基本なので、そっちに向けるような体制を我々も検討していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 このシルバー人材センターに対して今県のほうから補助金を出していますよね。これはいいんですけれども、仕事面でも各自治体で一生懸命やっていると思うんです。北谷町とかいろんな視点でやっていると思うんですけれども、例えば県が持っている県営団地の清掃業とか、そういったのをシルバー人材センターを活用して作業していますか、それともほったらかしですか。

○仲田秀光観光商工部長 そこは民業圧迫にならないような感じの事業の取得というか、あくまでも自分の持っている能力を使ってもらって、生きがいもさせながらということですので、例えば県がやっているものが民間でやっているものと競合するようでは、県が支援している団体が民間と競合して受注するようでは、やっぱり民業圧迫になりますので、その辺はバランスよくやっていきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第6号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第135号及び第143号を除く陳情15件の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第135号及び第143号の2件を除く陳情15件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第135号及び第143号の2件の採決を行います。

なお、ただいまの陳情2件については、座喜味一幸委員は採決に参加できませんので、退席をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、陳情第135号及び第143号の2件の採決を行います。その前に取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第135号及び第143号の2件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員着席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情6件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど、採択した陳情第147号協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出を求める陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

（休憩中に、協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）制定に関する意見書を議員提出議案として提出するか及び文案・提出方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を提出すること及び文案は案のとおりとすることなどで意見の一致を見た。）

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の制定に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、前回6月定例会で決定した本委員会の海外視察調査日程（平成20年11月17日から11月22日）（案）についての進捗状況を報告したが、衆議院議員解散総選挙の実施が流動的であり、前回定例会で決定した海外視察調査日程（案）を見直すこととし、新しい視察調査日程案の作成等については委員長一任し、11月定例会で再度協議し、決定することで意見の一致を見た。）

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

海外視察調査日程につきましては、休憩中に御協議をいたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、久米島射爆撃場近海の制限水域が及ぼす漁業者への影響に係る視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、久米島射爆撃場近海の制限水域が及ぼす漁業者への影響に係る視察調査日程について協議した結果、平成21年10月29日に案のとおり視察調査を行うことで、意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

久米島射爆撃場近海の制限水域が及ぼす漁業者への影響に係る視察調査日程につきましても、休憩中に御協議をいたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続きにつきましても委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子